
平成21年第6回大和町議会定例会会議録

平成21年9月8日（火曜日）

応招議員（18名）

1番	藤 卷 博 史 君	10番	浅 野 正 之 君
2番	松 川 利 充 君	11番	鷓 橋 浩 之 君
3番	伊 藤 勝 君	12番	上 田 早 夫 君
4番	平 渡 高 志 君	13番	大 友 勝 衛 君
5番	堀 籠 英 雄 君	14番	中 川 久 男 君
6番	高 平 聡 雄 君	15番	中 山 和 広 君
7番	秋 山 富 雄 君	16番	桜 井 辰太郎 君
8番	堀 籠 日 出 子 君	17番	大 崎 勝 治 君
9番	馬 場 久 雄 君	18番	大 須 賀 啓 君

出席議員（18名）

1番	藤 卷 博 史 君	10番	浅 野 正 之 君
2番	松 川 利 充 君	11番	鶉 橋 浩 之 君
3番	伊 藤 勝 君	12番	上 田 早 夫 君
4番	平 渡 高 志 君	13番	大 友 勝 衛 君
5番	堀 籠 英 雄 君	14番	中 川 久 男 君
6番	高 平 聡 雄 君	15番	中 山 和 広 君
7番	秋 山 富 雄 君	16番	桜 井 辰太郎 君
8番	堀 籠 日 出 子 君	17番	大 崎 勝 治 君
9番	馬 場 久 雄 君	18番	大 須 賀 啓 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅野 元 君	保健福祉課長	瀬戸 善春 君
副 町 長	千坂 正志 君	産業振興課長	庄司 正巳 君
教 育 長	堀籠 美子 君	都市建設課長	高橋 久 君
代表監査委員	三浦 春喜 君	上下水道課長	渋谷 久一 君
総務 まちづくり 課長	遠藤 幸則 君	会計管理者兼 会計課長	浅野 雅勝 君
財 政 課 長	千坂 賢一 君	教育総務課長	織田 誠二 君
税 務 課 参 事	森 茂 君	生涯学習課長	八島 勇幸 君
町 民 課 長	瀬戸 啓一 君	総務 まちづくり 課長 対策 官	千葉 恵右 君
環境生活課長	高橋 完 君	産業振興課 企業誘致 策官	浅井 茂 君

事務局出席者

議会事務局長	伊藤 眞也	主 査	藤原 孝義
班 長	瀬戸 正志		

議事日程

日程第 1 「会議録署名議員の指名」

日程第 2 「一般質問」

藤 卷 博 史 議員

鶉 橋 浩 之 議員

日程第 2 「議案第 66 号 大和町議会の議員その他非常勤の職員の
公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例」

日程第 3 「議案第 67 号 大和町国民健康保険条例の一部を改正する条例」

日程第 4 「議案第 68 号 訴えの提起について」

日程第 5 「議案第 69 号 平成 21 年度大和町一般会計補正予算」

日程第 6 「議案第 70 号 平成 21 年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計
補正予算」

日程第 7 「議案第 71 号 平成 21 年度大和町介護保険事業勘定特別会計
補正予算」

日程第 8 「議案第 72 号 平成 21 年度大和町老人保健特別会計補正予算

日程第 9 「議案第 73 号 平成 21 年度大和町後期高齢者医療特別会計
補正予算」

日程第 10 「議案第 74 号 平成 21 年度大和町下水道事業特別会計補正予算

日程第 11 「議案第 75 号 平成 21 年度大和町農業集落排水事業特別会計
補正予算」

日程第 12 「議案第 76 号 平成 21 年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計
補正予算」

日程第 13 「議案第 77 号 平成 21 年度大和町水道事業会計補正予算

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

午前 10 時 00 分 開 会

議 長 （大須賀 啓君）

みなさん、おはようございます。

開会前に、教育長から報告事項がありますので報告していただきます。
教育長堀籠美子さん。

教 育 長 （堀籠美子君）

皆様、おはようございます。

きのうに続きまして、インフルエンザのことについてご報告させていただきます。

大和中学校が、あすから金曜日までの3日間、全校休校といたしますので、お知らせいたします。きょうは、1校時で授業を打ち切ります。状況を少し述べさせていただきます。

現在、A型に感染している生徒が四十数名、全学年の中でございます。それから、疑わしい生徒、疑ですか、二十数名で計60名がインフルエンザというふうになっておりまして、全校生徒の割合が約11%。教育委員会といたしましては、10%から15%の場合にそれぞれ閉鎖というふうに話しておりましたので、校医さんとの相談の上、このようになりました。2年生が3クラス、1年生が1クラス、3年生が1クラスというふうに学年にまたがっている状況でございます。ご報告させていただきました。

議 長 （大須賀 啓君）

本会議を再開します。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、9番馬場久雄君及び
10番浅野正之君を指名します。

日程第2「一般質問」

議長（大須賀 啓君）

日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許します。1番藤巻博史君。

1番（藤巻博史君）

では、「質問通告」というところですが、実は通告に間違いがありまして、申しわけございません。左側の方ですけれども、「宮城県地方税滞納整理機構」というのが正式名称です。多分「整理滞納機構」というふうになっていると思うんですけれども、申しわけございません。町については多分正確な名称で答弁いただいていると思います。

4月に地方税滞納整理機構ができました。宮城県と県内25市町村、個人住民税を含む市町村税の滞納整理を専門に行うために共同で設置する任意組織ということです。実際に業務を行うのは市町村から任命発令を受けた県職員と市町村から県に派遣される職員で構成する事務職員ということでございます。それで、県の中の県地方税徴収対策室というところに事務所が置いてございます。それで、私の資料によれば、市町村による催告がなく、納税意思がないと判断される場合や納税額や高額の場合などで市町村による徴収が困難と判断される事案が機構に移管されるというようなことでございます。ということで、質問通告のように、設立の目的はどのようなものだったのか、それから整理はどのように進むのか、そしてまた町では60件まで案件を引き受けるということですが、我が町ではどのぐらいの件数になっているのか。そしてまた、依頼の判断基準とその判断する体制について。三つ目には機構と人の関係、実務関係についてお尋ねいたします。以上です。

議長（大須賀 啓君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

おはようございます。きょうもよろしくお願ひいたします。

それでは、ただいまの質問に対するお答えでございますけれども、まず最初に滞納整理機構の設立の目的でございますが、宮城県では県と市町村が協働しながら、地方税の徴収の公平性を確保するために、個人住民税を初めとする市町村税の滞納整理を推進するとともに、市町村税務職員の徴税技術の向上を図ることを目的にしまして、集中的な滞納整理を行う滞納整理機構を任意団体として、平成21年4月1日に設立いたしましたところでございます。本年度は25市町村が参加しておりまして、県庁の15階にございます地方税徴収対策室を拠点といたしまして、参加市町村の滞納案件について滞納整理を行っている状況でございます。

次に、整理の手順でございますけれども、対象事案の判断基準といたしましては、一つには、原則としまして滞納繰越分で滞納額累増事案、財産公売事案、広域的な財産調査が必要な事案、滞納者が管内居住の事案など、市町村単独では徴収が困難と判断される事案であること。2番目に、原則といたしまして個人住民税の滞納があり、個人住民税を含む市町村税の滞納額の合計が50万円以上のもの、また3番目には、滞納事案が時効完成、滞納処分の執行停止中、徴収猶予または換価猶予中、分割納付履行中、納付・納入受託中、課税不備、督促状未発付、不服申立中、訴訟中のものでないこと、以上に該当する対象事案に対しまして、町から滞納者に移管予告書兼納付催告書を送付して、期間内に連絡がない場合には、協議を経て滞納整理機構に引き継ぎをすることにしておるところでございます。

滞納整理機構では引き継ぎ事案の財産調査を実施しまして、さらに事案引受通知書兼納付催告書を送付しまして、電話等で連絡があった方に限り、納付の相談を行っております。連絡がなかった場合には、搜索を実施して動産や預金の差押えを行います。以上が事務処理の流れとなっておりますところでございます。

滞納整理機構への移管数につきましては、職員を2名派遣する市町村につきましては120件、職員を1名派遣する市町村につきましては60件、職員の派遣を行わない市町村につきましては15件となっております。

機構の組織体制といたしましては、意思決定機関といたしまして本部が

設置されておりました、宮城県の総務部長が本部長となり、機構に参加している市町村長により構成されております。

機構の具体的な運営方法の検討等を行う組織といたしましては、幹事会が設置されておりました、県税務課長や参加市町村課長によりまして構成されております。

実働機関としましては、実際に滞納整理に携わるのは、県職員6名と13市町村から派遣された職員15名の21名で構成されております。4グループが編成されており、担当市町村の案件の整理を行っているところでございます。

機構と町の関係につきましては、会計処理事務取り扱い並びに職員派遣につきましては、宮城県地方税滞納整理機構の会計処理に関する覚書と市町村徴税吏員の県への派遣に関する協定書について締結をしております。移管後の実務につきましては、来年3月までは宮城県地方税整理滞納機構が中心になりまして、町でも支援体制をとっておる状況で運営をしているということでございます。以上です。

議長 (大須賀 啓君)
藤巻博史君。

1 番 (藤巻博史君)

設立の目的ということでは徴収に特化したということになるのかなと私は思っております。市町村の困難な事案を整理を進めるというようなこと、あるいはまた助言や支援を行うというようなことのようにございます。という中で、実は今回、さまざまな問題が機構関係で出てきたもので質問をするところです。ですので、これから匿名の方、2人出すもので、大和町の方はTさん、ほかの町の方はHさんという、これしようがないですね、TさんとHさんという方でお話しさせていただきます。

Tさんはかなり、3けたかな、かなという方ですけども、大和町に住むTさんのもとに宮城県地方税滞納整理機構から、先ほどお話がございました事案引受通知書兼納付催告書というものが送られてきた。これが7月31日付。それで、中身は、あなたが滞納している下記町税について大和町から事案を引き受け、当機関が徴収を行うことになりましたのでお知らせを

いたしますと。なお、未納となっている税額は……と、大和町役場で納めてくださいと。納付できなければ滞納処分しますということで、納付期限が8月7日ということなんですけれども。

それで、ただちょっと今、一つ確認をしたいのは、その後、私どもが県の徴税対策室の室長である〇〇室長と話し合いを持ったんですけれども、その中でちょっと町長の答弁と若干違うなと思ったところは、機構の役割が税の徴収であるということで、納税者と折衝することはしないとはっきり言われたんですね。いわゆる納税相談はしないと。納税相談は町の段階で終わっているだろうと。私たちはそんなことはしないんだということをはっきり言われたので、これについてはちょっと調べていただければと思うんです。町長、今、「いや、そんなことはない」と言われれば、はっきりしていれば、そのとおりというふうにお答えいただければいいんですが、ちょっとそのこのところ、まず確認したいのでお願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
先ほども申しましたけれども、県での立場ということでよろしいですね。（「はい」の声あり）
この機構に移った場合には、先ほど申しました通知書兼納付催告書を送付をします。それで、それに対して電話で相談、連絡があった場合に限り、納付相談を行うというふうに我々は認識しておるところでございます。

議 長 （大須賀 啓君）
藤巻博史君。

1 番 （藤巻博史君）
わかりました。ということで、そのこの認識の違いがあるので若干、もしかすると私の言わんとすることが、もし町長の言っていることとちょっとずれる可能性は若干ありますけれども質問させていただきます。

びっくりしました、はっきり言って。ということで、要するに1週間しかないわけです、この文書のとおりだと。ということで、びっくりして機構に電話をかけたということです。それで、Tさんは確かに、先ほど言いましたけれども、4年前から税金を納められなくなったんですね。いろいろ営業をなさっている方ですけれども、うまくいなくて。ということで、本人の認識では昨年11月ごろに役場と話をしたということで、分納の話もしていたと。その後、いろいろどうも、もしかするといろいろなものが来ているかもしれないんですけれども、今回、本人にとっては、いきなり全額を払えということで、びっくりして先ほどの地方税滞納整理機構に電話をかけた。そうしたら、滞納処分、要するに一括で払っていただきたいという一点張りで、いわゆる電話相談、何ていうんですか、納税相談というところまではいかなかったという、そういう事実でございます。ということで、逆に言うと、私らも「そんなのあるのかい」ということで、先ほど申しました〇〇室長のところに実は行ったというのが事実でございます。ですので、私の方が確かじゃないかという気はいたしますけれども、そういうことで実際、本人にとっては納税相談までいかなかったという状況をまず確認していただければと思います。

ということで、後日、その後、大和町の方に〇〇室長、あるいはそのグループの方が調査に見えて、それから町の職員の方も参加して、Tさんはいろいろな状況を説明をして処分の猶予という事態に現在なっていると思っております。というのが1点ですので、実はそういうやり方がいかなものかという認識を私どもは一つ持っているということをまずお知らせしたいと思います。

それともう一つ、もう1人のHさんという方ですけれども、これはほかの町です。ほかの議員に寄せられた相談ですけれども、この方は2けたの滞納がございます。それで、その方の奥さんが、やっぱり滞納整理機構に納税相談というんですか、行ったそうでございます。そうしたら、これは趣味でしょうけれども、その担当官がスキンヘッドで、まずびっくりしちゃったそうですけれども、県の滞納整理機構で担当の方がやくざのようでしたと。町では払わなくても構わなかったかもしれないが、県はそんな甘ちょろいものじゃないぞと言わんばかりに感じた。〇〇万円は分割じゃなくて一括で払えと言われたと。それで、無理だと言うと、家にあるで

しょうと。それを売って払ってほしい。それで、家は自分の財産じゃないというふうに、親のものだというふうに言うと、きょうは車で来たんですよと。車で払ってもらえないかと。車も何か親のものだったらしいんです。ということで、車も自分のものじゃないよと言うと、今度は生命保険を掛けていますよねと言われたと言うんですね。多分解約しろということかなと私は思うんですけども、本人は何か死んで払えというふうに言われたんじゃないかと青くなったそうです。まさか役場がそんなことを言うはずないと私も思いますが。

それから、いろいろ話ししていったら、Hさん、さっぱり財産がないということがわかってきたということで、旦那が会社から借りて払えないかと。無理なら給料差し押さえ、これはあり得るんでしょうけれども、差し押さえると。会社から借りて払えるように県からも指導します。もし県が、会社が貸さないんなら会社にペナルティーがあるかもしれない。そんなことあるのかなと。私もそこら辺までいくと本当かなということはあるんですけども、これが納税相談なのかなということ。仮に納税相談だとしても、この方が、それで県に行ってみると、私らも行ってみるとわかるんですけども、実際には納税相談を受け付けるコーナーがないんです。ちょっとこれは知らないと思うのであれですけども。例えば納税相談に行くと、どこかにちょっとこっちへ来てくださいというふうに言うのが普通だと思うんですよ。それが普通の事務室の片隅に行って話しするんですね。だから、話は全部筒抜けです。私らも行っても、おい、ここで話するのかやという、そういう感じでした、実に。ということで、私らの話ししていることも全部筒抜けという状況で、これで納税相談どうやってやるのかなという、これは。ですので、それはおかしいんじゃないかというのがもしあれば、県に本当かいと聞いていただければと思います。つまり、そういうことで、今言った、何ですか、車売れだのなんていうのは全員が聞いているような話になってしまうということですね。

そしてまた、その担当者というのが、例えば大和町からも1人行っていますよね。その方は大和町は担当しないと。ほかの町を担当するということなんですよ。これ、私は逆じゃないかと。大和町の方が大和町を担当するのならば、今までの私らの対応とほかの人たちの対応がどう違うのかということになるんだろうと思うんですけども、例えば大和町から行った

方が、どこか石巻の納税の方の担当をやったらば、要するに全然事情は関知しないという多分態度なんだろうなと。それで徴税を行えるようにという配慮じゃないかなと私は思うんですけども。もし仮にそういうことであれば、納税相談とかという態度じゃないのではないかと、こういうこともお話ししつつ、そういうことを頭に置きつつ、また質問を続けたいと思っております。

一つは、徴税はだれが行うのかということですね。多分町長が行っているのは間違いないと思うんですけども、まず一つ確認していただければと思います。町長なり町が行うということによろしいんですよ。

議 長 （大須賀 啓君）

藤巻さん、町長の答弁に基づいて再質問をしていただきたいと思います。繰り返しになっているようでありますので。（「はい、わかりました。まず、じゃあ今の、お願いいたします」の声あり）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

税金の種類いろいろありますけれども、町の税金、町長が最終責任者で間違いありません。

議 長 （大須賀 啓君）

藤巻博史君。

1 番 （藤巻博史君）

実は、ちょっと置いてきたんですけども、県からのやつは税金を納めてくださいということで、差出人が滞納整理機構の名称で、何々様で、町に納めてくださいと。言葉をかえて言うと、下手すると詐欺じゃないか、何とか詐欺に当たるんじゃないかと。私らが税金を集めることになりましたということで、一つは、これは機構の方の判断なんでしょうけれども、本来は町長、先ほどだれが集めるのかという言い方をしていたのは、本来は町長名で納税者にそういう文書が行くのがしかるべき筋じゃないのかなというふうに思ったので、もしその文書、確認している、もちろんしてい

と思うんですけれども、ちょっと私は奇異に感じたのですけれども、もしその件にわかればお答えいただければと思います。無理言いません。

議長 （大須賀 啓君）
税務課長佐藤成信君。

税務課長 （佐藤成信君）
それでは、議長のお許しを得ましたので、お答えさせていただきます。
確かに、この機構は任意組織ということでございますので法人格はございません。そのために機構自体といたしまして滞納処分の執行権限というものはないんですけれども、滞納処分の執行はあくまでも市町村長、市町村の徴税吏員、または県の併任職員の名前ということになりますけれども、県職員、それから参加市町村が併任の辞令の発令、それから徴税吏員の発令をしておりますので何ら問題はないと思います。

議長 （大須賀 啓君）
藤巻博史君。

1 番 （藤巻博史君）
私らに、私らというか、ただもらった方は多分一瞬奇異になるんだろうなというのは一つ、これは余り追求いたしません。
それで、実は、先ほどからお話ししているＴさんでございますけれども、先ほども申しましたけれども11月に、5年前まではきちんと納税されていた、きちんとというんですかね、ということで完納されている方です。それで、4年前からなかなか納め切れなくなったということで、何度も役場の方に訪れているということで、税務課の方にお聞きしても悪意のある、いわゆるわざと納めない方ではないということはお聞きしているところです。ということで、逆に言うと、どういう基準で、この方だけじゃないんです。それでちょっと聞き忘れましたがけれども、そうすると大和町につきましては、今、60件依頼しているということでよろしいのでしょうか。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
はい、60件依頼しております。（「はい、わかりました。ありがとうございます」の声あり）

議 長 （大須賀 啓君）
藤巻博史君。

1 番 （藤巻博史君）

ということで、言いたいことは、その調査は十分だったのかという、確かに先ほどのTさんも、そうは言っても何だか町から呼び出しあったかどうかは、そうでないようなところもあるんですけども、要するに機構に移行されるということは、私らの認識では納税相談の機会もないと。機構の言うとおりであれば納税相談の機会もないということに、事態になりかねないと、そこを危惧しているところです。ですので、あるいはまた、先ほど言ったHさんのようなものが納税相談だとすると、それも何だかなという気も逆にするんです。そういうことでは機構に依頼するというのはかなりハードルを高くする必要があるんじゃないかということが、この判断基準とかその体制というところでお聞きしたかったのです。かなりハードルを高くして、あるいはまた……、ということをまずお聞きしたいと思います。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）
税務課長佐藤成信君。

税務課長 （佐藤成信君）

ただいまのご質問でございますけれども、Tさんということで名前はわかりませんが、私なりの推測でお答えをいたします。

このTさんにつきましては、平成19年の9月の5日の日に分納誓約をしていただきました。また、近いところでは平成21年の2月の24日に分納誓

約書、これを出していただきましたが、3月も4月も納入はありませんでした。こういった観点から、先ほど町長が回答いたしましたように、判断基準の1番目でございますけれども、市町村単独では徴収が困難と判断した事案、それから3番目でございますけれども、分割の納付の履行中には該当しないということで県の機構の方に移管をしたわけでございます。

議長（大須賀 啓君）
藤巻博史君。

1 番（藤巻博史君）

Tさんだけ話をしているわけにいきませんので、ということで、ただ言いたかったのは、そういう中で今回も、要するに、何ていうんだっけかな、滞納処分、本来であればというんですかね、Tさんについて言うと、滞納処分という、機構に送られたからには、もう滞納処分という、そういう結果しか出てこない。あるいはまた、ですので私ら、今回、県の方から調査に来たというのは、今のところ特別なのかなという、特別というか、強いて言うと特別なのかなと、普通の体制ともちょっと違うんじゃないかなという気がしているから、それで今回慎重な、県への移管については慎重な態度が必要ではないかということで質問をしております。ですので、もし、そうすると……、ということで、今回のやつはそうすると普通、普通にというんですかね、ちょっとそこら辺が意見、意見というか、ちょっと対応、県の対応と違うので何とも、私も「えっ」という思いを、一番最初に申し上げたのと同じなんですけれどもね。ということで、逆に言うと、そうは言っても、県への依頼というのはかなり慎重な態度が求められるということについてまず、じゃあそこら辺についてご意見、もしあればお願いします。

議長（大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町長（浅野 元君）

税金の徴収ということは、それは慎重な対応が必要だと思います。た

だ、皆さん平等に税金をお払いになっているわけですから、平等の原則の中で徴収をし、お払いをいただく、これが民主主義の中で当然だというふうに思います。

今回、県の方に、滞納機構の方に移管をしているという事例につきましては、大和町は60件やっておりますが、これまで大和町で何もやってこなかったわけではなくて、長年にわたって納税をお願いをし、そしていろいろ協議をし、分割をお願いをしたりいろいろなことをやった中で、ご苦労して払っておられる方もおいでだと思いますけれども、そういった中でこれまで滞納をしてきた方々でございまして、今回初めて県に行って滞納が発生したのではなくて、大和町において既に滞納という状況にあったということです。それで、これも今、最近始まったのではなくて、町の方でも何年も苦労してやってきている中で、なかなか徴収ができない、難しいということで町で、それでは県の方をお願いをしましょう、県のそういう組織ができたものですから、という形で町から県に移管するわけですが、その以前に、その方々にはこういう形で移管予告書等々も発送しまして、そしてその後に県をお願いをし、今度は県とも協議をして、県でも徴収室の方でやる事案であるという判断の中で引き受けてもらっているということでございます。ですから、議員お話しのとおり、税の徴収についてはもちろん慎重に、平等の条件でいかなければいけない、それは大切なことだと思っておりますが、今回の案件につきましては、そういうことで突然に降ってわいたわけではなくて、これまで町も努力してきた中で、なかなか徴収が難しいというものを県の方に移管するということですので、そういった意味では平等の原則、そういったものにちゃんとのっっているというふうに思っております。

議 長 （大須賀 啓君）
藤巻博史君。

1 番 （藤巻博史君）

もちろん、税については納税の平等性ということはあるということはもちろん私も知っております。それと同時に、暮らしの中で、先ほどのＴさんですけれども、で言えば5年前まではちゃんと納めていたけれども、ま

た今でも納める意思はあると私は思っておりますし、そういう中で今回、ほうっておけばと言ったらいいのか何ていうのか、幸いにもというんですか、今猶予にはなっていますけれども、そして本人も本来はいろいろ事情、いろいろな事情があるんです、もちろん。そのことについて説明したいと言っても、県の方では、それはない、もう町では終わったことでしょうかという、そういう態度に終始されて、もしかすると変わったのかなという思いもしながら。ただ、私の認識としては、まだそういうものを持っております。ということで、ぜひとも慎重な審査ということをお願いしたいということと、それと、例えば、ああ、これ課長なのかな、今回のような場合は取り下げになるのでしょうか。ちょっとそこら辺、お聞きしたいと思うんです。もしかすると、想像されているＴさんと課長の考えているＴさん、同じ方だとすると、そういう場合には依頼、依頼というのはどういうふうな格好になるんですか、実際問題は。要するに、県へ今現在はＴさんの徴税をお願いしたというふうになっていると思うんですけれども、いや、この人はもう少し待ってみんべやという判断になったんじゃないかと思うんですけれども、そういう一つの判断は多分町でやらざるを得ないと思うんですけれども、そういう場合には一たん取り下げになるんですかね。ちょっとそこら辺、実務的なことですけれども、教えていただければと思います。

議 長 （大須賀 啓君）

税務課長佐藤成信君。

税務課長 （佐藤成信君）

移管いたしました案件につきましては、来年の３月まで機構の方で取り扱うということでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

（「はい、わかりました」の声あり）

議 長 （大須賀 啓君）

まだ、ご納得できませんか。（「はい。まとめます」の声あり）

藤巻博史君。

1 番 (藤巻博史君)

ということで、ぜひこの、多分これ以上、60件になっているので、これ以上もう送ることはないと思うんですけども、ただ実際に、ぜひ県の方での対応というものを、どういうふうになっているのかというのを追跡していただければというふうに思います。以上です。答えはいいです。

議長 (大須賀 啓君)

答弁は要りませんね。(「はい」の声あり)

以上で、藤巻博史君の一般質問を終わります。

11番 鷗橋浩之君。

11 番 (鷗橋浩之君)

きょう、傍聴者が多くて会場、熱気に満ちておりますので、上着をつけないで質問することをお許しをいただきたいと思います。

私は、2件でございます。1件目が吉岡西部地区の開発に関連する問題、2件目が本町、14ある各種会計の中から、3月には水道会計を取り上げましたけれども、今回は国保会計についてテーマといたしました。今、滞納整理機構の質問もあったところでございます。いろいろ関連することもあるんだらうと思いますけれども、順次質問させていただきたいと思います。

まず、吉岡西部地区の関係なんですけど、これ市街化編入問題、かつて大きな話題になったところでございます。平成9年からですか、吉岡南第二地区と一緒に準備を進めてきて市街化編入を目指していたんですが、平成15年の定期見直しの中で条件が整わないということで一般保留に格下げをされたということで事業計画を中断、凍結しておりました。あれから6年経過をしております。ともに準備に入って事業をスタートした南第二地区、分譲が進んでいるとはいいいながら、なかなか運営が大変なようでございまして、組合の解散時期、4年を延長せざるを得ないというようなことで、これまたかなり厳しい状況にあるところでございます。

一方、県の富県戦略の構想、本町でも県の開発公社関係、これは軒並み大企業が立地を決定いたしましたし、あわせてインター周辺を含めて企業進出、相次いだ経過もございましてけれども、昨年からの同時不況の影響で

一部操業がおくれが出ておると。きのうの町長のあいさつの中では、そういった中でリサーチパークの関連会社が操業に踏み切るといような明るい話題も出たようでございますけれども、そのような状況にあるという状況にあるわけでございます。

大和町では本年度より第四次総合計画、これをスタートさせてございました。この総合計画に基づく都市計画のマスタープラン、これはたしか平成20年度、21年度、2カ年事業で、今、たしか委託しているのではないかというようなことで策定に入っているんだと。そろそろでき上がってくるのかなというふうに思っております。

そこで、そのような経過のある吉岡西部地区、これは総合計画の中、あるいは都市計画上、マスタープランの中での位置づけ、その考え方をまずお伺いしておきます。

あわせて、この平成15年の定期見直しの中で編入が難しいとされてから事業計画を凍結しておられるんですが、あれから大分時間もたっておると。そういう中で地権者の意向というものがどのように変化しているんだろうかと。それをどう把握しているかというのが1点でございます。

それから、前回の市街化編入の際、いわゆる見送りの要因とされた、いわゆる宅地需要の見込みの根拠がないのではないかというような部分、それから周辺地域を含めた交通条件の整備、特に北四大衡線がおくれているという問題、あるいは区域境界確定できていないのではないかと、これから、これは黒高の農場問題ですね。そういったことが大きく響いて見送り要因とされたわけでありまして。その後、その後の経過の社会情勢、これもいろいろ変化をしてございまして、今や少子・高齢化時代、人口減少社会に突入をしてしまったというようなことで、恐らく県の都市計画審議会等々でも新たなこういった宅地開発というものを、いわゆる公共的なものについてはどうなのかと、抑制の方向に移っているのではないのかなというふうに考えるわけでございます。

そこで、いろいろ開発可能な土地については企業なり流通業務なり、いろいろな位置づけをして多様な手法を目指すんだと思いますけれども、いろいろそういうふうに、何ていいますか、開発というものを前提として見た場合のこの地区の課題、一つは開発手法の問題もあるんだと思いますけれども、さらには北四線の延伸の問題等も絡むんだろうと思いますけれど

も、町の都市街路吉岡吉田線、これの延伸の問題なり、それから平成20年の3月にも質問いたしました、地区内にあるいわゆる4本のあの農道の管理の問題、これはどうするのかというような課題がございます。

それから、あそこの地区の中に居住している方々の下水処理の問題。これは恐らく将来開発されれば下水道の区域に入るんだというようなことで、国庫補助等が重複しないようにというような思いだったんだと思いますけれども、いわゆる単独浄化槽の補助事業というようなことで対応されているわけです。これはなかなか先が見えない中で、これいつまでもこのままなのか。

それから、市街化の見送りの要因の中にあったいわゆる黒高の農場問題、いわゆる境界の確定問題、これも大きな見送りの要因だったわけですから、これその後の協議、どのようにされてきたかというようなことでございます。これが二つ目の要旨になります。

それから、3点目になるわけなんです、これ100年前の耕地整理というふうに書いたわけなんです、私ちょっと調べてみましたら、大正2年にこの地方、大正年間では最大と言われる大型台風が襲来をしたそうでございます。かなりの被害があったそうでございますけれども、その大正2年の台風を契機に、国のいわゆる耕地整理法、補助率が上がりまして、100分の45でしたか、それを契機にここの区域、その耕地整理事業に取り組んだというようなことですから、大正2年ですから、もう90年、100年近い、事業を終わってからの経過している地域でもございます。当然当時は2アール、3アール程度の農地、しかもその農道等については、さきに申し上げたとおり、これは町道という位置づけでやられたと。大正2年ですから吉岡町ですよ。吉岡町の町道ですよ。そういうような位置づけでやられたというようなことでございます。そういったことで極めて今の時代になれば、当時とすれば吉岡地区としては耕地整理に先駆けた地域だったんだと思いますけれども、今になれば、あのおり本当に耕作に不便を来すような農地となっているというようなことでございます。

一方、水利条件も非常に、これは八志田堰の一番下流、第4番目の番水地域というようなことで大変不便でございまして、ましてや土側溝、大変苦勞されているというようなことでございます。そんなことで大型機械等々も入れない、軽トラックの乗り入れも難しいような農地だというよう

なことで、もうご案内のように、もう不作地が拡大をしていると。一部柳の、何ていいますか、山林化みたいになっている部分も見受けられるわけなんですけど、これこのまま放置しておいていいものだろうかというような部分もございませう。将来開発されるのか、どういう手法で開発するかわからないんですけども、このままでいったら本当に耕作放棄地の問題ではないんですけども、もう拡大する一方ではないかというような部分で、やはりここを管理できる農道といいますか、農道がないんですから、町道ですから、せめてその町道に農機具等が乗り入れられるような、あるいは水路等も多少手を入れることができないかというようなことで、これここに2009年度の国の補正を書いたわけなんですけど、いろいろなメニューがあるんだと思います。そういったものを地元の方々とも協議をしながら、少しでも改善できるような方向、これがとれないのかというようなことで1件目の質問といたしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

議 長 （大須賀 啓君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

どうも済みませぬ。吉岡の西部地区に関するご質問、1要旨目、都市計画上の位置づけでございませうけれども、昨年、流通工業系の土地利用を目指すこととしまして、線引き見直しの候補地として取り上げたところでございませうけれども、昨年の9月以降の経済危機、経済情勢の悪化に伴う企業進出状況の低迷や市街化区域編入に向けての準備が整っていないことなどから、今回の線引きにおきましては保留となったところでございませう。しかしながら、これまで本町のまちづくりの方向性として市街化を目指す地区として位置づけをし、その努力を地元地権者の皆さんとともにやってきたところでもあり、また第四次総合計画や国土利用計画におきましても市街化を目指す地区としておりまして、現在策定中の都市計画マスタープランでもその方向性で位置づけを行っていきたいとこのように考えておるところでございませう。

このことに関しての地権者の意向でございませうけれども、昨年7月に線引き見直しに向けた吉岡西部土地区画整理組合設立準備委員会が開催され

ましたが、地権者の皆様の意識といたしましては、吉岡南第二土地区画整理事業の進捗状況などから即時編入を目指すことが厳しい状況にあることや、計画地を縦断します都市計画道路北四番丁大衡線の整備計画がはっきり見えないなどから多少不安はあるものの、市街化を目指す意欲、意向は変わっていない状況にありました。

次に、2要旨目、吉岡西部地区の課題の1点目、都市計画街路吉岡吉田線の延伸の考えと地区内の4本の町道についてでございますが、現状におきまして農業、農作業用の道路として利用されておりますが、道幅が狭い状況にありますことから、路面や水路の補修を行ってまいりたいと考えているところでございます。なお、都市計画街路吉岡吉田線の延伸につきましては、県道大衡仙台線の整備計画の動向を見ながら考えていきたいとこのように思っているところでございます。

次に、2点目の地区内居住者の下水道に関するご質問でございますが、現在の個別補助によります合併浄化槽での対応を引き続き行っていき、今後の市街化区域編入の動向を見ながら対応したいと考えておるところでございます。

次に、3点目、黒高農場と貸付町有地の都市計画道路北四番丁大衡線との関連とその後の協議の状況についてでございますが、平成15年に土地区画整理組合設立認可まで黒川高校第二農場を町が取得することで宮城県教育委員会と協議を進めてきたところでございますが、現在はその組合の設立認可まで至っていないことから協議は中断している状況にございます。

次に、3要旨目の地区農地に関連する耕作道や水路の手当てについてでございますけれども、狭くて未整備の道路となっていることが耕作に影響しているとこのように思っております。

議員ご提案の農地有効利用支援整備事業、この事業につきましては、1カ所当たりの工事費が200万円未満とされておりますことから、当該路線全体を網羅することはなかなかできないものと考えますので、先ほども申し上げました町単独で路面補修を行いまして、耕作条件の改善を図っていききたいとこのように考えておるところでございます。以上です。

議長（大須賀 啓君）
鵜橋浩之君。

11 番 (鶉橋浩之君)

では、今ご答弁をいただいたところでございます。

まず、線引きの市街化編入の問題については、まだ、再び保留になっているというようなことでございますから、よほど今後条件が変わっていかない限り編入は難しいんだらうというふうに思っております。

そういった中で、この地区の皆さん方の、いわゆるこの地区の開発なり開発の手法、そういったものについては、昨年7月にこれ会合を持ったということでございますから、もう1年以上持っていないと。しかも、昨年9月にはあのような同時不況等々もあったわけなので、かなり条件が変化をしてきているんだと思います。一体この組合員の皆さん方、組合員主導で何か当初描いたような区画整理組合方式とか、そういう方式で今後開発する気持ちがあるんだらうか、あるいは残っているんだらうかと、そういう部分について、やはりいち早くこれは調査をすべきではないかなというふうな思いがしてございます。その辺に関する所見を。そのことに伴って、いや、線引きを目指すとは言いながら、開発の手法そのものがまるっきり変わってくるわけですね。その辺のところをどう考えるかというふうなことでございます。

それから、この課題の中で、一つは、都市街路については当然北四線なり北四大衝線、あそこを通過して、そこにつなぐ形で町の吉岡吉田線等々の延長等々も考えていかななくてはならないというのは当然だと思えます。ただ、この中で、町長、今答弁されましたけれども、路面や水路の補修、これ中に4本の町道がございまして。さっき申し上げましたように、この地区は農道というものがなくて全部町道になっているというようなことなんです。この路面や水路の補修を行ってまいりたいというふうにお答えになったわけなんです。実は、平成20年の3月に質問をした際にも、町長は路肩の補修をやりたいと、やっていくというふうにお答えになりました。これ路肩の補修、恐らくやられていないというふうに思っておりますけれども、依然として機械が乗り入れできないというような状況でございますから、この補修、路面や水路の補修を行ってまいりたいというふうな一つの考えのその具体性、これについてももう少し踏み込んでいただきたいと思えますし、それから下水道の問題なんです。これどうでしょう、単独補助、個別補助の浄化槽、せめて町設置型にできないんでしょうかね、これ

ね、この地域。それもやはり大きな課題になる。この地域全体、下水道事業というような考え方というのは、この地区全体を開発できるというような前提があつてのことだと思ふんですが、せめて町設置型にできないかという。

さらに、この農場問題なんですが、これは第二農場を町が取得するというようなことで当初西部の計画はそういうことだったんですが、恐らくその後、協議が中断中だというようなことだとすれば、そのまま、それ以降何も進んでいないというようなことだと思ふんですが、これはいつか質疑の中でも私言ったと思ふんですが、この黒高の農場の中には約2町6反、町の貸付農地も含まれているわけですよ。今あそこの現状を見ると、ほとんど農場として利用されている部分は水田だけで、あと、かつて作業場とか畜舎があつた部分は全部解体をされて、ただ採草地みたいになっている。むしろ付近の農家からカメムシの巣ではないかなんていろいろな苦情も出ているような状況。町の町有地が、どの部分が町有地だかわかりませんが、しかもこの2町6反の土地は昭和61年でしたっけか、2町6反で年間3万4,000円の貸付料で県に貸し付けているということなんです。これ契約がどういうふうになっているかわかりませんが、これも含めてこのままかどうかというような部分です。

最後の農地の関連なんですが、これ農用地留保支援事業、これ上げたのは、この事業が公共事業でないというようなことで、こういうものを使つていろいろ組み合わせてやれば、何ていいますか、将来の事業推進に向けても何ら問題がないのかなという意味でこれを上げておりましたので。多様な、町単独で行うというようなことですから、それはそれでやれるんだろうと思ひますけれども、単独というようなことについてもう少し踏み込んでご回答いただきたいと思ひます。以上です。

議 長 (大須賀 啓君)
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)
お答えをします。

まず最初に、西部区画整理組合の地権者の方々の意向ということでござ

いますけれども、確かにこういった状況、昨年の7月でございますので、まだまだ景気のいいといたしますか、段階でのお話し合いでございました。そのときにも実は、正式なご意見というか、決議とかそういうものではありませんが、地権者の意向としては、やはり組合を設立した場合、自分たちでやった場合に、その土地がどのような処分になるのか。少なくとも半分なりそういったものがある程度担保されるといいますか、そういった状況でないとなかなか取り組めないというようなご意見があったというふうにも聞いております。これは組合全員の意向ということではなくて、そういった考え方があるというふうに聞いております。

手法につきましては、そういった中、今なかなか組合組織でやるというものについて、組織になりますと5年、10年という期間がかかってくるわけでございますので、その間の経済状況とかいろいろな難しい予測というか、そういったものもある中でございますので、手法について、今の段階、まだまだそういった具体的なものはございませんが、地権者の設立でいいのかどうかというものについては、クエスチョンマークがあるところもあると思っております。

今、企業誘致等々をやっている中で、例えば企業のご要望にこたえた注文販売といたしますか、注文造成といたしますか、そういったやり方もここ、最近はもちろんございませんが、そういった考え方も出てきていることも事実でございますして、そういったお客さん、お客さんといたしますか、事業所といたしますか、そういったことが出てくれば、そういった方法もあるでしょうし、方法につきましては、やっぱりそういった時代なり将来を見据えて検討をしていく必要があるのではないかとこのように考えております。

また、町道4本の整備ということでございます。以前に路肩の整備をすると言って今度はということでございますが、町道南金谷線とか西原金谷線、南金谷支線等々あるわけでございますが、この件につきましては中川議員からもいろいろご質問をいただいております。一遍にというわけにはいかないところでございますけれども、その中心となる金谷線、南金谷線が最初、最初といたしますか、ここがまず基本となっていくと思っておりますので、そういったところからやっていければというふうにも考えておるところでございます。

続きまして、下水道の合併浄化処理につきまして、町設置型ということでございます。このエリア、公共下水のエリアになっておりまして、そういったすみわけではございませんが、場所的にはそういった位置づけになっております。そういったこともございますので、町設置型という形になりますと、またあれはエリアの設定とか、そういったことも出てくるので、課題がまだあるというふうに思っているところでございます。

それから、黒高の農場の件でございますが、町の貸付地も含めてあそこでございます。以前はあそこ、以前はといいますか、区画整理事業に進む場合、また仙台大衡線の関係で県ともいろいろ交渉をし、黒川高校側からも代替地が必要とか、そういったお話もあったところでございます。そういった中で代替地等はなかなか見つからなかった等々でなかなか話が進まず、そのうちにこの区画整理組合事業につきましても凍結といいますか、状況、また仙台大衡線につきましてもなかなか先が見えてこない状況でございますので、現在のところ、その段階でストップといいますか、になっております。今後、黒川高校が農業科がなくなってくるということもございます。そういった場合に、あの場所をどういうふうに高校として、宮城県教育委員会として扱うのか、そういったことの考え方も以前とは随分違った形になってくると思いますので、そうなった場合に町にその貸付地を返すというふうになるのものですかね、その辺のことも出てくると思いますので、今後、今具体的にはまだまだ話は来ておらないところでございますので、そういった新しい課題といいますか、以前とは違った環境になってきているというふうに思っておりますので、これはあと今後、県の方と、教育委員会なりと打ち合わせといいますか、やっていかなければいけない課題というふうに思っております。

あと、最後に、200万円の工事、こういった工事、利用できるものはもちろんやって、利用といいますか、使えるものは使ってまいりたいというふうに思っております。補助内容によっては、いろいろ条件がございまして、これをやればこっちもやらなければいけないとか、そういったものになってくると、なかなかすべてに対応していくのが難しい部分も出てきますので、補助の内容を見ながら、使えるものはしっかり使った中で、そういった補助についても、もちろん全く使わないということではなくて、その補助内容を見て、町の事業に合っているのであれば、それは当然使っていかなければいけないというふうに思います。

議 長 （大須賀 啓君）

鶉橋浩之君。

1 1 番 （鶉橋浩之君）

だいたい再質問で町の考え方はわかったわけでございますけれども、一番、何回も言うようですけれども、いわゆる市街化区域編入の見通しがなかなか立たない中で時間が経過をすると。当時準備に当たった役員さん方もそろそろ、かなり高齢化をしているという中で、本当にこの地区の開発というものが今後町の中で都市計画上、位置づけをしても、どのような形でこれを進めていくのかというようなことが一番大きな課題になっていくんだろうと思います。注文造成ですか、そういう手法もあるんだろうというような町長の答弁もあったわけなんです、そういう手法もある。多様な手法を模索していかななくてはならないんだろうと思いますし、あわせて、やっぱりこの話し合い、もっと綿密に地元の方々との協議を持っていくというの必要だと思います。そういったことを、何ていいますか、常時繰り返し持っていくことによって、この地区の将来像というものを見出していくというようなことも必要でありますし、一方、さっき注文造成というようなこともあったわけなんです。そうすると、やはり事前の今度、何ていいますか、条件整備というようなものを伴ってまいります。条件が整っていないと、やっぱり注文造成というような部分も難しくなっていくのかなというようなものもございますので、もう少し綿密にこの地区の対応及び地元との協議を重ねていただきたいなというふうに思います。

それから、道路等々についてはわかりました。農場についての考え方も理解をしましたけれども、何ていいますか、この地区のネックになった大きな要因がこういった部分でございました。あそこの路肩の有名な松並木も風でほとんど倒壊をしてしまった。かつて環境アセスで、これはオオタカの生息地と言われた松並木でございますけれども、ほとんどなくなって、ようやく今、何ていいますか、後片づけが進んでいる状況。あとは採草地というようなことの管理で、本当に農場が機能していない中で町有地のあり方というような部分でございますので、この町有地、ちょっとさっき申し上げたんですが、昭和61年から3万4,000円、貸し付けですね。これはいつまでの契約でそういうふうになっているのかというような部分。

それから、その中の整備の部分については、いわゆる耕作放棄じゃなくて、ないんですけれども、中の耕作ができないというような条件整備の問題なんですけど、200万円というような話もあったわけなんですけど、これ拡充されて最大1,000万円まで支援事業が使えるなんていうような、恐らくメニューも出ているのではないかと。多様な手法をひとつ見つけていただいて、ぜひ地元と協議をしていただいて、少しでも、何ていいますか、あのように柳の森なんかかかふえていかないような対応をとっていただきたいなというようなことで、再度町長からの見解を求めたいと。そして、この件について終わりたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

組合の方々との意見交換といいますか、そういったことについては、毎年そういったことはやることになっております。それで、そういった中で進めてまいりたいというふうに思っておりますが、なお状況、随分変わってきておりますので、地権者の、役員の方々が代表で来られますけれども、そういった方々のそういった考え方、個人個人のお考えもお聞きしてみたいというふうに思っているところでございます。

それから、黒高の町有地貸し付けでございますけれども、ちょっと確認しないとわからないところですが、学校でございますので多分自動更新、何もないと1年更新という形にしているのではないかなというふうに思っておりますが、なお確認をさせてもらいたいというふうに思っているところでございます。

それから、最後の補助事業につきまして、1,000万円というものもあるわけでございますが、これ先ほども申しましたけれども、それぞれの補助事業の内容で、こういったものをやれば1,000万円、こういったものをやれば何百万と、そういった内容もあるものですから、ですから先ほども申し上げました工事、町でやろうとしている工事に見合うものは当然、そういった補助事業なりそういったものも利用していくわけございまして、町でも財政厳しい中でありますから、そういったものは当然やっていかな

ければいけないというふうに思っていますが、すべての補助事業がぴたと合うものがなかなかないものですから、その辺についてしっかり選択をした中で進めさせてもらいたいというふうに思いますので、よろしく願いします。

議 長 （大須賀 啓君）

途中ですが、暫時休憩します。

休憩時間は10分間とします。

午前 11 時 10 分 休 憩

午前 11 時 20 分 再 開

議 長 （大須賀 啓君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

鶉橋浩之君。

11 番 （鶉橋浩之君）

続いて、2件目なんですけど、国保会計からということで質問をいたしたいと思います。

国民健康保険税、これ税の話になってしまうんですけど、徴収率、これ年々低下をしているわけがございます。先ほど町長、納税は平等の原則というような話もあったわけなんですけど、これ国保会計については、今回、平成20年度の決算議会でもあるわけなんですけど、ついに本年度に至っては現年課税分、滞納繰越分合わせて徴収率が60%を割っているというような状況、58.89%です。現年課税分が83.73%、滞納繰越分が13.66%、このような状況になって、不納欠損の処分額も1,982万5,000円、これ徴収不可能として不納欠損の処分をせざるを得ない状況でございます。一方で、苦しいながらも何とかやりくりして納入している方もあるという状況でございます。

こういう中でいわゆる、何ていいますか、分納誓約といいますか、そういう滞納している分を分けて払いますよというような形で短期の保険証を

発行されている措置があるわけなんです、この実態、本町における実態、それと国民健康保険会計運営上の問題、これいろいろ、いろいろな問題があるわけなんです、特に短期保険証発行の実態とあわせた会計運営上の問題点についてどういうふうにお考えか、お伺いをしたいと思います。

議長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町長 （浅野 元君）

国保会計についてのご質問でございましたが、本町の国保税の徴収率が平成16年度以降、年々低下しているということは先ほど議員のご指摘のとおりでございます。

国保制度につきましては、自営業等を営む方々への制度でございますけれども、近年は会社等を退職され75歳到達までの方が約3分の1程度加入されております。納付率の低下要因としましては、社会情勢、産業構造等の変化による農産物価格の低迷及び商業顧客の減少、会社雇用形態の変化等によることが大きく起因しているものかと思われま。

国保税未納対策としての分納誓約に関しましては、現在85世帯ほどありまして、分割納入いただいております。さらに、1カ月分適用、3カ月分適用のいわゆる短期保険者証発行者数は、平成20年度実績で248世帯ほどありまして、資格証明書発行者も90世帯ほどございます。滞納者の中には過去数年の累積を全面解消することが困難となりまして、結果としてさらに納付率低下を招いているものもございます。

国保会計を維持するためには、医療費の縮減は大きな目標でございますが、今後、将来的に安定的な維持運営のためには、医療費単価の抑制と国保税現年度課税分の遅滞ない納付及び国等の交付金措置の現状維持が最低条件かと考えておるところでございます。

国保会計の健全運営は全国的な課題でございまして、国はこれを含めた医療対策として、国保会計の健全運営を大義名分に75歳以上を分離いたしました後期高齢者医療保険制度を創設いたしましたところでございます。この効果についての検証が今年度より始まりますことより、現段階では、その

結果動向によります国の制度上のさらなる支援措置を期待するところでございます。

議長（大須賀 啓君）
鵜橋浩之君。

11番（鵜橋浩之君）

今ご答弁をいただいたところでございます。この答弁の中で、質問に記載しておりました短期保険証発行の実態の中で分納誓約分が現在85世帯だと。それで分納してもらっていると。さらに1カ月分適用、3カ月分適用、いわゆる短期保険証の発行数が平成20年度実績で248世帯、さらに資格証明書の発行者も90世帯あるんだということなんですが、まずこの1カ月分適用、3カ月分適用、資格証明、この、何ていいますか、発行する基準ですかね。どの程度に分納で発行するか。

それとあわせて、その前に、いわゆる未納によって、滞納によって保険証の発行を停止するという処分が前段にあるんだと思いますけれども、その発行を停止するというのは未納がどの程度続いた段階で行うのか。さらに、その分納誓約によって1カ月なり3カ月、あるいは資格証明、そういったものの基準というのはどうなっているんですか。これは細かい問題ですから、町長でなくても担当者が結構ですから、お答えをいただきたいと思います。

議長（大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町長（浅野 元君）

全体の流れといたしまして、この手続上は、例えば前年の納付がない場合に、まずどうしてないのか、面談というんですか、そういったことをやるわけでございます。その後、あと、それがあある一定の期日まででございますけれども、その中で、面談の中でお話し合いができればよろしいと。来れなかった場合には今度、弁明の機会、これは保険証を返してもらう段階でやるわけですね。返してくださいというふうに。結局保険証が切りか

わりになるわけでございますけれども、切りかえられないというんですか、要するに納付がないと。ですから、切りかえに来てください、そのときに説明してくださいという弁明の機会というものがございます。弁明の機会、それでは分納しましょうとか何とかかんとかと、そういったものが出てくる段階で1カ月と3カ月、または資格証明発行ということになってきますが、ちょっと1カ月、3カ月の説明につきましては、後ほど町民課長から説明を申し上げます。

あと、資格証明の場合は、要するに納入が一番ないという方になりますので、資格証明はあります、全額負担してくださいという形になってくるわけなんですね。2カ月、3カ月ではなくて、まるっきり、何ていいますか、保険料は個人で負担を一たんしてもらおうという形のものでございます。ただ、この段階で、ここに15歳以下の子供さん、2人がおいでの場合には、子供さんがおいでの場合には6カ月の保険証、資格証明発行世帯であっても子供さんの部分につきましては6カ月の保険証を発行しているというような流れになっております。ちょっと細かい判断は瀬戸課長の方から申し上げます。

議 長 （大須賀 啓君）
町民課長瀬戸啓一君。

町民課長 （瀬戸啓一君）
では、お答えいたします。

ただいまの町長の回答のとおりでございますけれども、基本的に国保税、1年以上、上は5年ぐらいまでございますけれども、何らかの事情で納められない方につきまして、基本的に出納閉鎖後の5月31日以降、次年度扱いになる翌年のちょうど夏ごろ、内部で納められなかった方々に対しまして基本的に審査を開きます。その審査の段階で基本的にいろいろ過去の実績等々も踏まえまして、先ほど町長、回答しましたとおり、その方々にご案内状を差し上げまして、どういう特別の事情があるのかと。やはり町としましても、その辺は人情的にも対応しなければならないというところがございますので、まず12カ月間の分納の中で、ある程度、1年間おくりしておりますけれども、さかのぼって1年間分をこれから1年で、今年度

分と合わせて少しずつでも納めていただくという中で、基本的にはそのお話し合いの中で分納誓約というものを取り交わします。分納の中で、まず、すぐ実績ある方々については3カ月の短期保険証、さらには実績のある程度分納に応じない方については1カ月の保険証、さらには分納にも応じず、町の弁明といいますか、お話し合い、納付相談、税務相談にもいっしょにしない方、これは最低2回は、電話等も含めると3回ぐらいでございますけれども、皆様方に最低2回はご案内を差し上げます。それでも何にもご連絡のない方々につきましては、一筆添えながら、大変申しわけございませんけれども、国民健康保険証、国民健康保険証は皆さんご存じのとおり9月末、10月切りかえ等々の時期でございますけれども、その時期に発行できませんということで、資格証明書というもので、100%自分で医療費をお支払いくださいという資格証明書というものを発行するというような形で対応しております。

ただ、いろいろ基本的に、そこでボーダーラインを引いて、すぐ対応しないからあれだからと言いましても、事情の中には、さらには過去2年、3年前の経過等も踏まえまして、ある程度その辺は加味しながら、どうしても、何ていいますか、言葉適切ではございませんけれども、どうしてもお力がありながらも納めていただけない方につきましては、やはり1回目から資格証明書を発行する場合があります。それはある程度ケース・バイ・ケースで対応しておりますけれども、基本的には3カ月、そして1カ月、そして最後に資格証明という手順で対応いたしております。以上でございます。

議長 （大須賀 啓君）
 鶉橋浩之君。

11番 （鶉橋浩之君）

今、担当課長から詳しい説明はあったわけなんです、その1カ月、3カ月。その分納誓約によって1カ月、3カ月があると。実績あれば3カ月出すと。実績がなければ1カ月。この分納の額ですね、しからは幾らで資格を得ることができるのか。なぜそういうことを申し上げるかといいますと、これ平成20年度の決算の状況の中で、資料が配付になっていきますか

ら、国保税、平成20年度の滞納額が3億 8,559万 4,000円という膨大な数字でございます。この中で分納誓約分が 230名で1億 4,700万円なんです。これ平均すると1人64万円になるわけですよ。

私、いつも思っているんですが、この分納誓約者というのは逆に年々ふえているんですよ。額もふえておりますし。分納誓約がなされて短期保険証等々も発行されて、いろいろ約束事が履行されているということであれば、年々減っていくのではないかなというふうに思ったわけなんです。一体どの程度の額で短期保険証というものの資格得られるんですかね、分納誓約したと見なされるんですかね、その辺のところ、お願いします。

議長 (大須賀 啓君)

税務課長佐藤成信君。

税務課長 (佐藤成信君)

お答えいたします。

実際問題として、現実といたしまして、分納誓約していただいている方につきましては毎月 5,000円とか1万円とか、そういう方がおります。ですが、法的には分納誓約というのは1年間ですよ。最大延ばして2年間ですよという定めがあるんですけども、今までの大和町、何十年という歴史の中で、家庭の事情も考えて 5,000円、あるいは1万円ということでの今まで分納誓約をしてきた経緯がございます。

議長 (大須賀 啓君)

鶉橋浩之君。

11番 (鶉橋浩之君)

5,000円、1万円で分納誓約をして短期保険証がいただけるということになれば、今度その短期保険証で医療機関への受診も可能になってくるんだろうと思います。そこで医療行為等々があれば、これさらに国保会計大変になってくるというようなことで一般会計等々の繰り入れ等々もやっているわけなんです。いよいよ困ってくれば保険料の値上げをせざるを得

ない。保険料を上げれば、さらにまた徴収率が下がる、どうも悪循環が繰り返されているのではないかというふうに思いました。

しかし、実際、やはり納入ができない方というのはそれは大変だというようなことがわかるわけなんです、そういう経過の中で、もう徴収率が6割を切っている状況、さらに現年課税分がそれに下がってきておるのが心配なわけなんです、そういう中で今、担当課長等々のお話も聞きました。この分納誓約、仮にですよ、これは大体制度上、5年で不納欠損処分というような対象になってしまうわけです。5年たてば不納欠損の処分ができるという法律になっているわけですから。この分納誓約で扱う保険料というものは、どうなんでしょうね、これ私はちょっとわからないんですが、実際医療機関にかかるための保険証をいただくわけなんです、その当該年度とか前年度の課税分に対して、それを納入すれば資格を得られるんだと思いますけれども、実際問題として、不納欠損処分というものを最大抑止していく上で、この分納分を、いわゆる時効直前のものに、納入に向けるんだというようなことがされているのかどうか。そのことは、何ていいますか、短期保険証発行とのいろいろな制度上の問題もあるんだろうと思いますが、そういうことが可能なのかどうか。どういうふうになっていますかね、その辺は。

議長 （大須賀 啓君）

税務課長佐藤成信君。

税務課長 （佐藤成信君）

お答えをいたします。

私、ちょっと説明不足でございましたが、今までは5,000円、1万円ということでの分納誓約でございましたが、ことしから法にのっとりまして、1年間で納められる金額ということで2万円、3万円ということでの分納誓約をいただいております。

それから、今の5年間で不納欠損云々というお話でございましたが、納付がまるっきりなされなくなってからの5年間についての場合には時効ということでの不納欠損でございますので、分納誓約していただいている方につきましては、時効にならないように金額を納めていただいているということでございます。ご理解のほど、お願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）
 鶉橋浩之君。

1 1 番 （鶉橋浩之君）

いずれにしても国保会計、非常に厳しくなっていると。分納額、今、5,0000 円、1万円じゃなくて、何、1年分、1年分を納入しないと、何ですか、短期保険証を発行しないような方法にしたというふうに理解してよろしいんですか。

議 長 （大須賀 啓君）
 税務課長佐藤成信君。

税務課長 （佐藤成信君）

1年間で納めていただける範囲内での分納誓約ということでございます。

議 長 （大須賀 啓君）
 鶉橋浩之君。

1 1 番 （鶉橋浩之君）

なるほど。わかったようでわからないんですが、いずれにしても非常に毎年多額な、国保会計に一般会計からの繰り入れをしながら運用している。さっき言ったように、いよいよ困ってくれば保険料を値上げせざるを得ない。またその滞納がふえる。どうも追っかけごっこといいますか、そういう状況が避けられないような状況になっているわけなんです、いろいろ制度上、これ国の制度の問題等々もあるんだろうと思います。後期高齢者医療制度云々という最初の回答もあったわけなんです、これも何か政権交代があって、どうなってくるのかわからないというような不透明な部分もあるわけなんです、国保会計運営上の、何ととっても、そのかぎは納付率の向上にかかってくるわけですから、この辺について再度、その対応、強化せざるを得ないと思うんですが、町長から伺って質問を終わりたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

国保会計、今お話しした状況の中でやっております。ですから、町としてもいろいろな工夫をし、法のほかにも町の独自の解釈を入れ、協力をいただきながら全納してくれ、納付してくれという形でやっておるところでございます。これからもこういったものを徹底してまいりたいというふうに思っております。そういった工夫をして、町でもいろいろ示した中で、なかなか納まらない人を県の方に移管しているわけでございますから、向こうに行くという人たちは、そういうことであるということをもまずご理解をいただき、そういった中で町も県もみんなが一生懸命持っていかなければならないと思っておりますので、その辺をよろしくお願いしたいと思っております。これから町でもしっかりやっていきたいと思っておりますので、また皆様方のご協力もお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。
（「はい、終わります」の声あり）

議 長 （大須賀 啓君）

以上で、鶉橋浩之君の一般質問を終わります。
これで一般質問を終わります。

日程第 3 「議案第66号 大和町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等
に関する条例の一部を改正する条例」から
日程第14 「議案第77号 平成21年度大和町水道事業会計補正予算」まで

議 長 （大須賀 啓君）

日程第3、議案第66号 大和町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例から日程第14、議案第77号平成21年度大和町水道事業会計補正予算までを一括議題とします。

朗読を省略して提出者の説明を求めます。総務まちづくり課長遠藤幸則君。

総務まちづくり課長 （遠藤幸則君）

では、議案書の方をお開きをいただきまして、1ページの方になります。

議案第66号 大和町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

大和町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を次のように改正をしようとするものでございます。

説明資料の新旧対象表の方をお開きをいただきます。

議案第66号関係であります。

今回の一部改正につきましては、雇用保険法の一部改正に伴いまして、地方公務員災害補償法の一部改正及び船員保険法の一部改正が行われ、船員保険の被保険者でありました非常勤職員は町のこの公務災害補償条例の適用除外でありましたが、地方公務員災害補償法の改正によりまして、船員保険法の適用者でありました非常勤職員も補償給付が受けることができるようになり、所要の改正を行うものでございます。

旧の方の第2条第2号の「船員保険法に基づく船員保険の被保険者」を削除、第16条中、「第46条の2（船員である職員に関する部分に限る。）」の部分の削除をいたすものでございます。

本文の方に戻っていただきます。

附則としまして、施行期日は平成22年1月1日から施行するものであります。

第2項としまして、経過措置を規定したものであります。

以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

町民課長瀬戸啓一君。

町民課長 （瀬戸啓一君）

続きまして、議案書の2ページをお願いいたします。

議案第67号 大和町国民健康保険条例の一部を改正する条例でございます。

大和町国民健康保険条例の一部を次のように改正するものでございます。

条例議案説明資料の2ページをご参照願います。

今回の条例改正につきましては、国、厚生労働省よりの緊急少子化対策の一つとしまして、ことしの5月22日付で政令でもって公布されました健康保険法の改正に伴いまして市町村の、本町の国保条例の一部を改正するものでございます。

内容としましては、現在の赤ちゃん、出産育児一時金「35万円」、1赤ちゃん当たり35万円ということでございますけれども、これにつきまして、ことしの10月1日、来月の1日から、平成23年3月31日まで生まれた赤ちゃんに対しまして、35万円に4万円を上乗せしまして「39万円」とするものでございます。これにつきましては、国の方で新しい政策をつくるまでの間の、あくまでも経過措置としての施行でございます。そのことにより今回は附則の改正ということになったものでございます。

議案書にお戻りいただきまして、附則としまして、この条例は平成21年10月1日から施行するものでございます。よろしくお願いいたします。

議長（大須賀 啓君）

都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長（高橋 久君）

議案書の3ページをお開きをいただきます。

議案第68号の訴えの提起についてご説明をさせていただきます。

町営住宅滞納家賃の納入及び住宅明け渡しを求める訴え、和解を含むものでございますが、を提起するので、地方自治法第96条第1項第12号の規定によりまして議会の議決を求めるものでございます。

記としまして、相手方でございますが、大和町営住宅の西原〇〇〇〇〇〇〇にお住まいです。（発言者あり）

はい、わかりました。つきましては、相手については記載のとおりでございます。

訴えの理由でございますが、相手方につきましては町営住宅家賃を滞納しており、再三再四にわたる催告に応じないので、訴えにより家賃の徴収等を図り、もって社会的公正と法秩序を回復しようとするものでございます。

別添の議案第68号関係説明資料をごらんをいただきたいと思います。

お開きをいただきまして、今回の法的措置対象者に関するものでございます。

入居につきましては、平成6年5月から入居されております。保証人、家族構成については記載のとおりであります。未納額につきましても127万4,600円、5年ちょっとになります、の額がございます。

これまでの納付状況と賦課状況でございますが、平成15年現在時点では未納額が79万8,300円ございました。その後ずっと、納付状況をごらんいただきますけれども、平成17年には31万4,300円まで納めるような形になりましたけれども、その後、半年分、あるいは3カ月分、1カ月分というような形でしか納めていただけない状況になっておりまして現在の未納額になっているものでございます。

これに対しまして、それまで督促なり催告なりを行ってきたわけでございますが、昨年2月に、22日でございますが、町営住宅明渡請求予告通知書を送付してございます。その後、月に何回か訪問して、やっと会えたのが5月13日でございます。そのときに自宅に訪問して納付相談を行っておりまして、これまでの未納額についての確認、あるいは支払い意思の確認を行ったところでございますが、その後、具体的に納付の話を進めるために訪問したんですが、会えない状況、あるいは電話で連絡とろうとしてもとれない状況にございました。たまたま昨年の9月に別件で来町した際にお話をした、そしてご指導申し上げたところでございます。昨年の10月と12月にそれぞれ督促、催告状の送付を行っておりまして、本年3月に入りまして、その後納付状況が全く見られない状況が続いておりましたので、町営住宅明渡請求予告通知書、最終催告書と法的措置の行使予告書、これを送ったところでございます。20日間のうちに納めていただくということでしたけれども何の反応もございませんでした。したがって、本年6月18日に第1回の法的措置対象者の選定委員会、これを開催しまして法的措置対象者として選定をしたところでございます。その後、6月の25日に町営住宅明渡請求書を送付しております。1カ月間の猶予で状況を見ておったんですが、その反応は全くございませんので、7月の29日付で条件付町営住宅の入居許可取消通知書を送付したところでございます。

この裏面をごらんいただきまして、大和町営住宅使用料滞納整理等事務処理の流れということで記載しておりますけれども、今回のこの事案を契機としまして、これまでの事務処理を若干見直しをさせていただきまして、現在、この形で進めておりますが、これまで督促も年3回、4回というような形で行ってございまして、そういう事務の流れで訪問したり、あるいは電話連絡等でしたり、あるいは分納誓約をとって、そういった形で収納に努めておったんですけれども、本年度からは、1カ月納付がされない場合は2週間ほど待って、それまで納付しなければ督促を早速出すと。できるだけおくれのないような形で納付をいただくよう指導していきたいというふうな形で今回見直しをしたところでございます。

こういった方々が3か月以上おくれますと督促の催告状を送付いたしまして、4か月以上になりますと連帯保証人への連絡も差し上げることにしております。また、分納誓約をして、そのとおり納めていただければいいんですが、3か月を納めないと約束不履行認定を行います。これが2回続きますと法的措置の対象者というふうになってまいります。また、未納が1年間続いた場合も法的措置の対象者として選定をします。

その事務の流れとしまして、そういった方には来町要請をして、一括納付困難な場合は分納誓約で、納付誓約書で納めていただくよう指導しながら、その未納の解消を図ってもらおうとするものでございますけれども、その相談に応じない方については最終催告になるわけでありまして。また、分納誓約の約束を不履行を繰り返す者についても同じように最終催告ということで、今回、3月の3日に発送したのがこの最終催告に当たるわけでございます。

この場合においても、最終催告の取り消し措置を考えておるわけでありまして、一括納付の場合等、あるいは誓約書にもう一回戻ってきちっと納めていただければよろしいんですが、それを繰り返すと、またこれは不履行の方で法的措置に入る段取りになります。一括納付、あるいは納付誓約に応じない方については法的措置対象選定委員会へ付されることとなります。

この委員会につきましては、副町長を委員長としまして、教育長を除きます政策会議の課長で構成しております。その中で選定された場合、町営住宅明渡請求書が送付されます。今回は6月25日に送付しております。

それから1カ月間猶予を持って、この間に一括納付あれば入居は継続可能なんですけれども、これも応答がないということで家賃調停の打ち切りを行いまして、7月の29日ですけれども、条件付町営住宅入居取消通知書を送付したところでございます。ここまで参りましたので、今回の訴えの提起とさせていただきますのでございます。

これからにつきましては、議決後におきまして法的措置に通告書送付をしまして、その後、提訴に入るといった流れになるものでございます。よろしくお願いいたします。

議長（大須賀 啓君）
暫時休憩します。
再開は午後1時とします。

午前 11時59分	休 憩
午後 0時58分	再 開

議長（大須賀 啓君）
少し早いんですが、おそろいですので、再開します。
財政課長千坂賢一君。

財政課長（千坂賢一君）
それでは、議案書の4ページをお願いいたします。
議案第69号 平成21年度大和町一般会計補正予算（第2号）でございます。

平成21年度大和町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億3,076万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ93億1,670万5,000円とするものでございます。

第1表につきましては、補正の内容の歳入歳出予算補正の内容を記載したものでございます。

第2条、債務負担行為の補正でございますが、債務負担行為の追加は、

第2表債務負担行為補正によるものでございます。

8ページをお開き願います。

第2表、債務負担行為の補正の追加でございますが、今回の部分につきましては、新庁舎移転引越業務の委託についてお願いするものでございまして、期間は平成21年度から平成22年度までの2カ年間、限度額は3,675万円をお願いするものでございます。

それでは、事項別明細書によりましてご説明申し上げますので、明細書、3ページをお願いいたします。

歳入についてでございますが、10款1項1目地方特例交付金につきましては、こちらは国の制度に伴います負担、あるいは減収分等に対応するものとして設けられているものでございまして、7月に交付決定の通知がございましたので、そちらの差額分744万4,000円を追加するものでございます。

同じく10款2項1目の特別交付金につきましても、同様に7月に交付決定がなされたものでございまして、追加80万3,000円を措置するものでございます。

11款1項1目地方交付税につきましては、8月に普通交付税分につきまして平成21年度の算定が終了し通知ございましたものですから、決定額18億393万4,000円になりました。当初予算で措置いたしました17億3,000万円を差し引いた7,393万4,000円を今回措置するものでございます。

15款1項1目の総務費国庫補助金の1節総務管理費補助金につきましては、投票人制度システムの改修を平成21年、22年の2カ年にかけて行うということで国からの通知があった部分について、総額の65%分の措置として214万9,000円の措置でございます。

4節の地域活性化・経済危機対策臨時交付金につきましては、平成21年度の国の補正措置として措置され、大和町には1億5,985万5,000円と既に通知がされてございますが、そのうち6月に9,355万8,000円を措置させていただいておりますので、残り分につきましては、後ほど歳出の方でご説明あろうかと思いますが、学校ICT、それから民間保育所施設設置に当たりましての旧JA建物の解体経費に充当するものといたしまして6,629万7,000円を措置いたしてございます。

5節の地域活性化・公共投資臨時交付金につきましては、こちらも平成2

1年度の補正として措置されたものでございますが、措置の方法等について示されてございますが、具体的な金額等につきましては、まだ第1次の内示という形で示されたものでございます。そちらの内容につきましては、平成21年度の補正措置として、国が補正の補助事業として各省庁予算を確保した分について、おのこの市町村がどれだけ事業実施をするのかということで、その確定した裏財源の9割分について交付をすると。9割というのは基本的に9割で、財政力指数によって若干の調整が行われるという内容でございました。そういった情報を踏まえまして、今回につきましては第1次の内示がされました。これも後ほど説明があらうかと思っておりますが、町道の舗装補修分といたしまして3,600万円、あと、こちらも歳出にございますが、情報通信関係で6,290万円、あと学校のデジタルテレビ設備整備に伴いますデジタルアンテナの設置等々で残り分394万円ほどの措置を今回いたしてございます。

6節の情報通信基盤整備推進交付金につきましては、前段申し上げました情報通信設備として吉田、宮床地区の一部について今回、光ケーブル線の整備を予定することといたしましたが、その3分の1について補助金を予定するものでございます。

2目の民生費国庫補助金3節子育て応援特別手当給付事業交付金ですが、こちらは平成21年度版の子育て応援特別手当といった内容になりました。給付金の給付事業そのものに対します交付金が2,520万円、あと事務取り扱いの交付金として187万円を措置いたしました。こちらは10分の10という措置内容でございます。

3目土木費国庫補助金の1節道路橋りょう費補助金につきましては、前段でご説明いたしました舗装補修事業費といたしまして2分の1の4,100万円の措置でございます。

5目教育費国庫補助金の2節小学校費補助金につきましては、外国語活動実践研究事業の指定として落合小学校の指定になったということで、その経費、それから学校情報通信技術環境整備費と書いてありますが、具体的には学校ICTの内容で、デジタルテレビ、パソコン、それからデジタルテレビの受信用のアンテナの整備費に要する経費を措置いたしました。学校理科教育施設整備費につきましては、平成23年度から新たな学習指導要領に伴う学習が実施されることになっておりますが、理科教育施設につ

きましては前倒しで整備をすることについてはオーケーですよというふうな通知がありまして、今回の補正との兼ね合いでございまして、その部分の措置をいたしました。

3節中学校費につきましては、小学校費と同様で、対象が中学校ということで金額を分けたものでございます。

16款2項県補助金の2目衛生費県補助金の保険衛生費補助金、こちらにつきましては、国補正の県で措置します基金の事業といたしまして自殺対策緊急強化事業として4万6,000円、それから女性特有のがん検診推進事業として、こちら424万6,000円の措置でございまして。

3目農林水産業費県補助金の林業費補助金につきましては、当初で措置いたしました森林整備活動支援交付金につきましては、対象面積が660ヘクタール増加しましたもので、ヘクタール1万円の追加措置分でございます。

17款財産収入の財産売払収入、不動産売払収入につきましては、1節の土地売払収入につきましては、東北電力によりましてパナソニックEVエナジー、あるいは工業団地等々に高圧の鉄塔で電力を供給する設備整備を今行っておりますが、鉄塔敷地の売却費といたしまして、659.28平方メートルを売却しました売払収入98万8,920円、それから東車堰線において土地所有者の土地の高低等の差等が生じたところから10.05平方メートルを売り払いいたしました経費が15万5,775円で114万4,000円の措置をするものでございます。

あと、立木売払収入の59万9,000円につきましては、土地売払収入で説明いたしました電力の高圧電力供給に伴います鉄塔敷地並びにその鉄塔敷の工事を行うために通行路を確保する状況でございまして、そちらの立木の売り払い、立木補償というような意味合いになろうかと思っております、その収入分59万9,000円でございます。

物品売払収入につきましては、走行距離が相当数になりました町民バス1台を売却した収入13万円の措置でございまして。

19款2項3節長寿社会対策基金繰入金につきましては、当初の予算におきまして、学校の図書整備といたしまして平成19年度末に群馬県在住の千葉トミコ様より寄附をちょうだいしたものがございました。基金に措置をいたしておりましたが、そちらを充当するのがちょっと漏れてしまいまし

たものから、今回、財源の調整をさせていただくものでございます。内容といたしましては、平成21年度、22年度でおのおの500万円ずつ充当して図書の整備を図ろうとするものでございます。

5ページの20款繰越金につきましては、平成19年度からの繰越金について今回、歳出との見合いにおきまして1,567万5,000円を措置したものでございます。

なお、今議会で平成20年度の決算の認定をお願いしてございますが、認定になった暁には明許繰越の財源並びに基金へ2億円積み立てを行っております。さらには、当初と6月で措置をいたしております分を差し引きしますと1億500万円ほど措置できる内容になってございますが、今回、そのうち1,567万5,000円の措置といたしましたので、9,000万円弱の財源につきましては留保とさせていただいております。

21款4項の受託事業収入につきましては、自転車競技場、宮城県スポーツ振興財団から委託を受けて管理を行っておりますが、そちらのバンクの修理等々の経費で76万1,000円を追加するものでございます。

21款諸収入5項雑入3目雑入につきましては、農業農村整備事業受益負担金の返還金、さらには県青果物資金造成額の返戻金、その他の収入につきましては、後ほどご説明あろうかと思いますが、税務におきます差し押さえ動産の公売経費につきまして措置をいたしましたが、公売成就いたしますと、その経費分についてこちらで雑入で受けるという、そういうシステムというふうなことから、その部分について措置したものでございます。

歳入は以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

総務まちづくり課長遠藤幸則君。

総務まちづくり課長（遠藤幸則君）

続きまして、歳出になります。

1款1項1目議会費の3節、4節につきましては、人件費の調整にかかわるものでございます。

2款1項1目一般管理費の2節給料、3節職員手当等、4節共済費につ

きましては、4月1日付人事異動に伴う各科目間の人件費の調整によるものであります。

以下、各科目の人件費の補正につきましては説明を省略させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

7ページになります。

2目文書広報費11節につきましては、所要電話等の修繕料に係るものでございます。

6目企画費につきましては、旧農協跡地の整備事業の関係でございますが、事前に、民間保育所との設立スケジュール等の説明の中で後ほど説明をさせていただきますので、初めに保健福祉課長より民間保育所等のスケジュール等について説明を申し上げさせていただきたいと思っております。

議 長 （大須賀 啓君）

保健福祉課長瀬戸善春君。

保健福祉課長 （瀬戸善春君）

それでは、皆様のお手元に議案第69号大和町一般会計歳入歳出補正予算の民間保育所設立法人の募集説明会及び事業関係スケジュール等が配付されているかと思いますが、その資料に基づき説明を申し上げたいと思っております。

内容的には説明会の概要、それからそれに関連する事業スケジュール、それから募集要項等でございます。募集要項等につきましては、内容をござらんいただきまして、あと省略させていただきたいというふうに思っております。

最初、1ページであります。この民間保育所の設立法人募集説明会を8月の18日、実施いたしましたところであります。参加者につきましては、社会福祉法人が13事業者、それから社会福祉法人以外の法人が6事業者ということで、当日の参加者が19事業者でございました。さらに、募集要項の配布された事業者であります。参加者に2事業者を加えまして21事業者というふうなことで募集要項の配布をいたしているところであります。

次に、民間保育所の整備スケジュールということでございますが、今年度分の事業のスケジュール等につきまして、ここにあらわしたものであります。

恐れ入りますが、要項の4ページ、お開きいただきたいと思いますが、4ページの9のところに選定スケジュールという項目がございますが、今後の事業者の選定スケジュール等につきましてご説明を申し上げます。

先ほど申し上げましたように、8月の18日に説明会を実施いたしました。

募集要項の配布が8月の25日まで実施いたしまして、全体で21事業者に配布をしたところでございます。

質問の受け付けが8月いっぱい、それから申請書の受け付け、いわゆる企画提案書の受け付けというふうなことになりますが、9月1日から9月の30日までというふうな1カ月の期間を設けたところであります。

その提出を受けて応募者からの書類の審査を行うというようなことでありますが、審査につきましては資格審査、いわゆる募集要項に沿った内容で申請がされているか、それらの資格審査、それから書面審査というふうなことで応募書類の審査を行ってまいりたいというふうに思っております。

面接審査というふうなものがありますが、これが10月の16日を予定いたしております。

その前に庁内に民間保育所設立運営法人選定委員会を設置いたしまして、その中で書面の審査を行っていききたいというふうに考えてございます。

面接審査を経て事業者の決定につきましては10月の20日ころ、予定をいたしたところでございます。こういうふうな一連の流れの中で選定のスケジュールを進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから、1ページに戻っていただきまして、これらの選定業務を行った中で、今度は事業者と町の事業計画の協議を10月の中旬から下旬にかけて、それから県の事前協議を11月上旬、それから事業者が決定いたしました中での具体の保育所の実施設計を行っていただくというふうなことで進めてまいりたいと。

それから、その設計の内容等に基づいた全体の事業計画の最終調整を2月いっぱいまで行う。それから、3月に県に事業計画の提出を行う。審査を受けて平成22年度の実施に向けた準備に入っていきたいというふうに考

えてございます。

今回補正予算で募集に係る一連の敷地整備の関連予算を提案いたしておりますが、敷地整備に係る予算といたしましては、後ほど説明があるかと思いますが、スケジュール的には、第1点は施設内の文化財の整理、移動であります。これにつきましては10月から12月までの年内、それから施設の解体等につきましては、施設内の文化財の整理、移動が終了した後の1月から3月まで、さらには埋蔵文化財の調査ということですが、敷地につきましては吉岡城跡の指定がございまして、これらの埋蔵文化財の調査を解体と並行して行っていくというふうな予定で今後進めてまいりたいというふうに思っています。以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（大須賀 啓君）

総務まちづくり課長遠藤幸則君。

総務まちづくり課長（遠藤幸則君）

では、施設の整備に係る部分の説明に入ります。

6目企画費の12節役務費であります。旧農協施設の解体に伴う地下灯油タンク残油処理等の手数料に係るものであります。

15節の工事請負費につきましては、旧農協施設の解体整備として3,306万円、地域情報通信基盤整備推進事業費として1億1,100万円を計上をお願いするものでございます。詳しくは総務まちづくり課の別添説明資料でご説明をいたします。

まず、経緯であります。旧宮城大和町農業協同組合事務所は平成8年度、市街地活力基盤整備事業用地として債務負担行為を設定し、黒川土地開発公社に取得を依頼、平成12年度に取得を行ったものでございます。平成19年の3月末には償還を完了しております。

この取得目的につきましては、既成市街地に活力を与え、多くの人々が明るく楽しく語り合うなど、にぎわいのある人や物の交流を図る拠点とするため市街地活力基盤施設用地として先行取得をしたものであります。

その後、具体の土地利用が確定するまで、土蔵等の有効を検討するため文化団体等へアンケートや現地での音響等の調査を実施したものでありま

すが、利用するためには多額の改造費用が必要となり、断念した経緯があり、現在に至っている状況でございます。

土蔵以外の利用状況でございますが、旧農協の事務所の1階につきましては、古民具等の収納であります。同じく2階につきましては、埋蔵文化財の調査作業場として使用しております。板倉につきましては升沢古民具の展示、旧農業倉庫につきましては旧升沢住宅解体部材の収納をおこなっているところであります。今般、民間保育所建設事業のため敷地を更地にする必要があることから解体をするものでございます。

概要であります。

まず、警備委託解約に関する費用があります。警報機等の撤去関係、それからこの部分の解約の手数料であります。また、先ほど申し上げました地下タンクの処理費用、それから水道廃止をするための立ち会い手数料であります。

15節に係る部分であります。施設の解体工事としまして、事務所等が493.91平方メートル、板倉が99.37平方メートル、旧農業倉庫木造平屋建てが490.32平方メートル、貯蔵庫、プロパンガス庫、これが18.26平方メートル、消防ポンプ小屋がありまして、これが9.36平方メートルであります。このほか舗装の撤去及びブロック塀の撤去もここに加味されております。

次ページをお開きいただきたいと思っております。

平成21年度第6回大和町定例会議案説明資料議案第69号の総務まちづくり課の配付資料なんです。失礼いたしました。

では、図面の方、A3のをお開きいただきたいと思っております。

左ページが旧農協事務所の配置図になっております。上が北向きの方向でありまして、旧事務所、これが1階と2階の部分。そのほか旧農業倉庫、渡り廊下とありまして、板倉が右手の方、それから土蔵が下の方にあります。また、地下タンク、旧ガス庫がありまして、左下の方には消防ポンプ庫がございます。この消防ポンプ庫につきましては、消防団第1分団の第6部の城内東班が管理をしているポンプ小屋でございます。このポンプ小屋につきましては、右ページの方のまほろばホールの部分であります。更地にする関係上、新たにまほろばホール自転車置き場西側の部分、この部分に移設を予定をするものでございます。

以上が旧農協施設の解体に係る部分の説明であります。

続きまして、カラーの部分であります。15節の地域情報通信基盤整備事業についての説明になります。

概要であります。本事業は地域の特性に応じた情報通信基盤を整備し、地域間の情報格差を是正するとともに、小中学校のインターネットの環境整備、誘致企業対策や住民のインターネット活用推進等、地域活性化施策として広く活用を図るものであります。

整備の内容としましては、超高速ブロードバンド環境整備、光ファイバーの芯線整備が基本でありまして、大和町内で利用できない区域を対象にICT交付金及び公共投資臨時交付金事業で整備を行おうとするものであります。

整備の対象地域であります。吉田金取南、金取北、沢渡、八志田地区及び宮床難波地区の合計320戸を対象としております。

落合大角地区につきましては現在、工業団地まで整備をされているもので、その幹線より引き込みが可能なため、本事業では整備から除外するものであります。

それから、整備を行うものにつきましては、現在電話に加入している世帯を対象としたものであります。

整備網図については、別紙のとおり、次のページにございますが、今回対象エリアとするのは、大和町のちょうど中央部にオレンジの線で区切りをし、赤い線でその配置図を示しておりますが、このエリアであります。このエリアを除きますと、光接続のサービスエリアにそれぞれ網かけがされている状況でありまして、今回、空白域とありますこの地域を整備をいたすものであります。

前のページに戻っていただきたいと思っております。

3の整備内容であります。通信の部分、今回整備をするのは光ファイバーで結ぶ部分、事業所の拠点施設から、それから各家庭の近くの電線までの部分、電柱までの部分、あと個人での部分につきましては、それぞれ利用者が各幹線の方から引き込み部分については各個人の負担となるものであります。

今回の事業費の内訳であります。全体事業費を1億1,100万円とし、そのうちICT交付金3分の1分として3,700万円、公共投資の臨時交付

金として 6,290万円を充当し、残りの部分を町の負担分として 1,110万円を予定をいたすものであります。

では、事項別明細書の方の 7 ページの方にお戻りをいただきたいと思えます。

議 長 （大須賀 啓君）

環境生活課長高橋 完君。

環境生活課長 （高橋 完君）

同じく 6 目の企画費の 19 節の補助金でございますけれども、これにつきましては、麓上地区、反町上地区の集会施設の浄化槽排水設備工事への建設事業費補助金でございます。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

総務まちづくり課長遠藤幸則君。

総務まちづくり課長 （遠藤幸則君）

次に、7 目電子計算費 13 節委託料につきましては、国民投票に係る情報システム等の改修に要する費用になります。これにつきましては、日本国憲法の改正手続に関する法律が平成 19 年 5 月に公布され、同法第 136 条に基づき、費用につきましては 100% 国の交付金として措置をされるものであります。

内容としましては、選挙人名簿と同様な投票人名簿を個別に調整をいたすシステムとなり、平成 21 年度と 22 年度の 2 カ年で開発をするものであります。なお、この委託料には、このほか選挙入場券のバーコード印字読み取りの改修の費用も含まれております。

9 目交通対策費は、交通安全指導車 2 台に係る燃料費及び損害保険料に係るものであります。

10 目無線放送施設整備費の 15 節工事請負費は、防災無線の個別受信機 21 カ所分の修繕に係るものであります。

12 目庁舎建設費は、新庁舎建設費用材料等の工場立ち会い検査に係る旅費及び文書整理用のダンボール等の梱包用ラベル等の消耗品になります。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

税務課長佐藤成信君。

税務課長（佐藤成信君）

それでは、8ページになります。

2款2項徴税费2目賦課徴收费でございます。11節の需用費から18節備品購入費につきましては、町長のあいさつにありましたインターネット公売に要する費用の計上であります。

需用費の消耗品でございますが、公売の事務用品、こん包資材等であります。宅配の料金につきましては着払いでございます。

12節手数料でございますが、公売のシステムの手数料であります。

現在滞納整理機構に60件、約1億900万円を移管しておりますが、インターネットによる公売の実施率を5%と設定をいたしました。そうしますと545万円となりますが、それに係る手数料分3%、これを掛けますと16万円になります。それに消費税を掛けまして16万8,000円とするものでございます。

13節の委託料でございますが、差押え不動産の鑑定料、それから差押え車両の運搬委託料でございます。

14節につきましては、差押え車両保管、車庫の使用料でございます。

18節の備品購入費でございますけれども、インターネット公売に要するために必要な差押え調書作成用のデジカメ、三脚、デスクライト購入の経費の計上でございます。

なお、12節、13節、14節で要した費用は、先ほど財政課長が説明いたしました、5ページになりますが、21款5項3目2節雑入のその他の雑入に滞納処分費として計上いたしております。

19節の負担金でございますが、社団法人地方税電子化協議会への負担金でございます。当初予算で既に議決をいただいておりますが、今回は地方税のポータルシステム、いわゆるエルタックスの会費分でございます。

歳出の根拠でございますが、平成19年3月31日現在の住民基本台帳人口、これが2万3,886人でございますので、2万4,000円となったものでございます。なお、電子化協議会の総会が3月の23日に議決を得ておりますので、今回の提案となったものでございます。

なお、インターネットの公売のスケジュールでございますけれども、今回の議会で議決を得ましたら、9月に利用の契約の締結をしたいと考えております。10月までインターネット公売に出品する財産の差押えの執行及び公売の支援を行いまして、参加が11月17日から30日まで、それから実施が12月実施の予定でございます。以上です。

議長（大須賀 啓君）

町民課長瀬戸啓一君。

町民課長（瀬戸啓一君）

続きまして、9ページ、お願いいたします。

3款民生費1項1目社会福祉総務費の28節繰出金でございます。これにつきましては、国民健康保険への繰出金でございまして、国保会計の人件費の調整によるものでございます。

2目老人福祉費、同じく28節の繰出金でございますけれども、介護保険特別会計への繰出金でございまして人件費の調整によるもの、同じく老人保健特別会計への繰出金でございまして、老人保健会計につきましては、平成20年度の医療費確定精算に基づきます医療費の県補助金等の返納金でございまして償還するものでございます。

続きまして、10ページ、6目後期高齢者福祉総務費でございます。23節の償還金利子でございますけれども、これにつきましては後期高齢者、平成20年度途中で制度改正あったわけでございますけれども、その際のシステム改修、全額国庫補助金でもってシステム改修したわけでございますけれども、その委託料の執行残の補助金につきましては、18万9,000円、国の方へ返すものでございます。

28節の繰出金につきましては、後期高齢者医療特別会計への繰出金でございまして、人件費の調整及び後期高齢者特別会計への繰越金の確定による減額補正をお願いするものでございます。よろしく申し上げます。

議長（大須賀 啓君）

保健福祉課長瀬戸善春君。

保健福祉課長 （瀬戸善春君）

3款2項1目児童福祉総務費でございますが、11節の需用費であります修繕料につきましては、児童遊園2カ所の遊具におきまして、経年劣化により腐食から危険が生じたため撤去費用について計上いたしましたものであります。

15節の工事請負費であります。同じく児童遊園遊具におきまして、環境整備として設置状況に応じて滑り台、ジャングルジム、ベンチ、スプリング等の整備を行うものであります。

19節の負担金補助及び交付金であります。まちづくり活動推進会制度の認定団体である子育てサロン「ポッポコ」、「きらきら」の各団体に対しまして、ボランティア活動に対する支援といたしまして、1団体当たり6万円の補助を行うものであります。

議 長 （大須賀 啓君）

町民課長瀬戸啓一君。

町民課長 （瀬戸啓一君）

続きまして、2目の児童措置費でございます。児童措置費につきましては、このたび国の方より平成21年度の経済危機対策の一環としまして、子育て応援特別手当に要するものでございます。今年10月1日を基準日としまして12月中旬から支給されます給付金でございます。平成15年4月2日から平成18年4月1日まで生まれた子供さん、小学校就学前児童、本町では約700人でございますけれども、この700人の子供さん等々に1人当たり3万6,000円を支給するというものでございます。この補正をお願いするものでございます。

3節の職員手当等につきましては、職員の時間外手当、延べ合計170時間分を予算措置いたしました。

13節の委託料につきましては、電算のシステム改修に要する委託料でございます。

19節の負担金補助及び交付金につきましては、子育ての給付金、3万6,000円掛ける700人相当分でございます。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

保健福祉課長瀬戸善春君。

保健福祉課長 （瀬戸善春君）

4日の保育所費であります、11ページ、お開きいただきます。

11節の需用費であります、需用費につきましては、コピー料金におきまして14節の借上料から消耗品への組み替えを行うものであります。

12節であります、もみじヶ丘保育所の遠足に係る実施前日の多数の園児による体調不良から遠足の延期に伴う借り上げバスのキャンセル料につきましての計上であります。

13節の委託料であります、派遣保育士3人から5人配置に係る業務委託料の計上でございます。

14節につきましては、コピーの組み替えでございます。

19節につきましては、防火管理者資格講習会2名分の受講料でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

教育総務課長織田誠二君。

教育総務課長 （織田誠二君）

5目児童館費の12節につきましては、旧児童館の解体に伴う町水道休止にかかわる手数料であります。

議 長 （大須賀 啓君）

保健福祉課長瀬戸善春君。

保健福祉課長 （瀬戸善春君）

それでは、4款衛生費1項保健衛生費であります。

12ページであります、この科目につきましては、自殺対策緊急強化費について計上いたしております。この事業は国の自殺対策緊急強化基金事業として3カ年継続して実施されるものでありまして、対面型相談支援事業、自殺予防のための啓発活動、自殺防止対策協議機関の設置等を行うも

のでございます。

7節であります、メンタルヘルス相談における保健師の賃金、8節報償費はメンタルヘルス相談会における相談員の謝金、自殺予防啓発普及に係る講師謝金、自殺防止対策連絡協議会委員の謝金等であります。

11節の需用費につきましては、自殺防止対策に係る事務消耗品、予防啓発用パンフレット印刷代などあります。

28節であります、繰出金であります、個別合併処理浄化槽特別会計及び水道事業会計における財源調整、特に人件費等あります、減額の計上でございます。

2目の予防費であります、新型インフルエンザ対策としての消毒薬等の追加計上分、それから国の補助事業による女性特有のがんとして、乳がん、子宮頸がんの検診事業について計上いたしたものであります。

7節の賃金につきましては、対象者に係る通知事務等に係る事務補助員の賃金であります。

11節の需用費であります、消耗品につきましては新型インフルエンザ予防対策としての消毒薬品代、それから事務消耗品代、印刷製本費につきましては、がん検診の手帳、無料クーポン券、受診勧奨通知書等の印刷であります。

12節につきましては、封筒作成及び郵便代等の計上であります。

13節の委託料につきましては、子宮頸がん検診については郡内の4医療機関、それから乳がん検診につきましては県対がん協会にそれぞれ業務の委託について計上いたしたものであります。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

環境生活課長高橋 完君。

環境生活課長 （高橋 完君）

3目環境衛生費につきましては、11節需用費の修繕料につきましては、軽トラックの車検整備点検料でございます。

12節役務費につきましては、総合測定機の点検調整検定手数料及び軽トラックの自動車損害保険料であります。

13節委託料につきましては、新庁舎移転に伴います廃棄文書につきまし

て、昨年ISO14001から町独自の環境マネジメントシステムに移行したところでございますが、ただ燃やすということだけでなく、リサイクルすることになってございますので、この廃棄文書の機密文書、ミックスパーに分けて委託処理するものでございますが、そのリサイクルに要する処理費用でございます。

次ページ、13ページ、27節公課費につきましては、軽トラックの自動車重量税でございます。以上でございます。

引き続きまして、5款1項2目農業総務費でございます。

11節需用費の修繕料につきましては、町民研修センター大会議室の床じゅうたん補修及び床暖房設備、ボイラー、温水ポンプ2基の交換に要する費用でございます。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

産業振興課長庄司正巳君。

産業振興課長（庄司正巳君）

5目農地費でございます。28節繰出金につきましては、農業集落排水事業特別会計への人件費の調整により減額をいたすものでございます。

14ページでございます。

2項1目林業振興費の19節補助金につきましては、森林整備活動支援交付金事業費に係る国の補正予算に関連しての計上でございます。

内容としましては、町と森林整備地域活動自治協定を締結したもので、所有する林齢が9齢級以下の人工林及び12齢級以下の育成天然林が対象となりまして、森林の被害状況等確認調査に要する面積、1ヘクタール当たり1万円の交付となっております。調査面積660ヘクタールを見込んでおりますから660万円の計上をいたしたものでございます。財源につきましては、先ほど財政課長が県支出金の欄において説明したとおりでございます。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長（高橋 久君）

続きまして、7款土木費でございますが、15ページをお開きをいただきます。

7款1項1目土木総務費の13節委託料につきましては、地積図修正業務に要するものでございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、仙台法務局への用務の際、付近の民間駐車場を使用するために要する経費でございます。

次に、2項1目道路維持費でございますけれども、7節賃金につきましては町道の補修、除草、剪定に係る作業人夫賃及び除雪補助員に要するものでございます。

11節需用費の修繕料につきましては、町道の路肩、それからのり面、側溝等の修繕に要するものでございます。

13節委託料につきましては、町道魚板兵土ヶ原線の道路のり面雑竹木伐採業務及び除雪業務に要するものでございます。

16節原材料費につきましては、道路維持補修材料の購入費及び融雪剤の購入に要するものでございます。

2目の道路新設改良費でございますが、7節賃金につきましては臨時職員の賃金について減額をするものでございます。

12節役務費につきましては、町道の境界確定登記業務に要するものでございます。

13節委託料につきましては、地方道地域連携舗装補修事業を実施するに当たりまして工法の検討調査を行うものでございます。

また、新庁舎北側の公共公益施設用地 0.7ヘクタールにつきましては、路線バス、高速バス、町民バスの交通ターミナル及びパークアンドバスライドへの利用に関します基本調査を行おうとするものでございます。

15節工事請負費につきましては、小野小学校通学路となっておりますもみじヶ丘幹線4号ともみじヶ丘幹線6号の歩道の段差、これの改良舗装に要する工事及び地方道路地域連携舗装補修事業として桧和田本線及び松坂平1号線の舗装のオーバーレイ工事を予定するものでございます。

続きまして、3項1目の河川費の7節賃金でございますが、三峯の防災調整池の除草に要するものでございます。

次、4項都市計画費の1目の都市計画総務費につきましては、人件費調

整でございます。

3目下水道費の28節繰出金につきましては、下水道事業特別会計への繰出金を減額するものでございます。

4目の公園費でございますが、11節の修繕料につきましては、西柿木公園に設置しておりますあずまやのテーブルが子供のいたずらで焼けておりますため、これを修繕するものでございます。また、三峯公園の街灯を修繕する費用でございます。

12節手数料につきましては、杜の丘公益施設用地、これを暫定的にグラウンドとして使用することとしておりまして、それに係る整地工事を今回予定しておりますが、あわせて水飲み場を設置する予定としておりまして、その水道の開栓手数料及び水道検査手数料となっております。

17ページをお開きいただきます。

15節工事請負費につきましては、杜の丘公益施設用地のグラウンド整備工事に要するものでございます。

19節の負担金補助及び交付金につきましては、水飲み場の水道加入金でございます。

5項住宅費の1目住宅管理費でございますが、13節委託料につきましては、町営住宅明渡請求訴訟及び強制執行に関する弁護士費用でございます。よろしく申し上げます。

議 長 （大須賀 啓君）

総務まちづくり課長遠藤幸則君。

総務まちづくり課長 （遠藤幸則君）

次に、8款1項3目消防施設費の15節工事請負費につきましては、2款の6目の方で説明を申し上げました旧農協跡地にありました消防ポンプ格納庫を新たにまほろばホール自転車置き場西側に設置をしようとするものであります。

5目災害対策費15節工事請負費につきましては、吉岡南第二のまほろば公園が新たに指定避難場所に指定されたことにより、指定場所の表示看板1基を新設するものでありますし、このほか黒川高等学校のグラウンドも追加されたことにより表示名を修正を行おうとするものであります。以上です。

議長（大須賀 啓君）

教育総務課長織田誠二君。

教育総務課長（織田誠二君）

9款教育費になります。

18ページをお願いします。

9款2項2目教育振興費の19節につきましては、落合小学校が外国語活動実践研究事業の指定校となりましたことから事業補助を行うものでございます。

3目施設整備費につきましては、政府の経済危機対策としての学校ICT環境整備事業及び理科教育設備費等補助に要する経費について措置するものであります。

15節につきましては、地上デジタルテレビ用アンテナを3校に設置するものでございます。

18節につきましては、50インチのデジタルテレビ48台、教師用パソコン83台、学校内のLAN整備、パソコンのネットワークになりますが、整備7校分、それから理科教育用備品の購入代等でございます。

3項中学校費1目学校管理費につきましては、19ページをお願いしたいと思います。

19節につきましては、東北中学校総体の柔道、卓球、水泳競技の出場者及び引率者に対する助成、それから全国中学校総体の柔道、水泳競技出場者及び引率者に対する助成でございます。

2目教育振興費につきましては、財源の調整でございます。

3目施設整備費につきましては、小学校と同じように政府の経済危機対策としての所要額を措置するものであります。

15節につきましては、地上デジタルテレビ用のアンテナを大和中、宮床中学校に設置するもの、18節備品購入費につきましては、デジタルテレビ14台、教師用パソコン40台、校内のLAN整備2校分、理科教育用備品及び大和中中学校吹奏楽部の楽器購入代であります。

パソコンにつきましては、今回の購入によりまして、小学校、中学校とも教師1人1台の配備となる予定でございます。以上です。

議長 長 （大須賀 啓君）

生涯学習課長八島勇幸君。

生涯学習課長 （八島勇幸君）

19ページ、最下段をごらん願います。

4項社会教育費2目公民館費からでございます。

12節役務費、自動車損害保険料でございます。公民館が使用いたしております10人乗りワゴン車の任意保険料でございますが、一般の町民の皆様を送迎を多くする車でございますので、こういった保険の適用を行うための費用でございます。

20ページをごらんいただきます。

19節の補助金につきましては、黒川郡連合青年団が宮城県青年文化祭におきまして合唱の部等におきまして最優秀賞を受賞いたしまして、東京で開催されます全国大会に参加する費用の一部を助成しようとするものでございます。

3目文化財保護費でございます。ここに計上してあります予算案につきましては、先ほど総務まちづくり課長並びに保健福祉課長が詳細にご説明申し上げました吉岡館下38番地内の旧農協跡地への保育所建設予定に伴います民具や文化財移動、整理並びに吉岡城跡遺跡地内でございますので、発掘調査に要する費用を計上させていただいております。民具の移動先等につきましては、嘉太神分校やふれあい教育センターの未活用部分を調整しながら予定させていただいております。

4節共済費につきましては、吉岡城遺跡発掘調査に係ります作業員に係る社会保険料でございます。

7節賃金につきましては、ただいまご説明を申し上げました発掘調査作業員賃金等でございます。

11節消耗品費につきましては、旧農協跡地でございます民俗資料整理移動のための消耗品と発掘調査用消耗品でございます。燃料費、印刷製本費につきましても同じく発掘調査費用となっております。

12節役務費、通信運搬費、手数料につきましても同様の発掘調査に要する連絡用切手や仮設トイレくみ取り料となっております。

13節業務委託料につきましては、旧升沢地区民具移設設置及び古民家部

材再利用のための加工委託に要する費用となっております。

14節機械借上料につきましては、発掘用重機類借り上げ等となっております。

18節備品購入費、庁用器具費につきましては、民具等移転先の遮光カーテンやブラインド等に関する備品購入費の経費でございます。

議長（大須賀 啓君）

教育総務課長織田誠二君。

教育総務課長（織田誠二君）

5目教育ふれあいセンター管理費14節につきましては、吉田、鶴巣、落合の教育ふれあいセンターのNHK放送の聴取料であります。

議長（大須賀 啓君）

生涯学習課長八島勇幸君。

生涯学習課長（八島勇幸君）

21ページをごらんいただきたいと思います。

5項保健体育費4目総合運動公園管理費でございます。

13節委託料、施設管理委託料でございますが、施設管理業務に係る事業費が確定いたしましたことによる減額でございます。

5目ダイナヒルズ公園管理費です。

13節委託料、施設管理委託料、これにつきましても施設管理業務に係る事業費が確定いたしましたことによります減額となっております。

6目自転車競技場管理費でございます。この経費につきましては、先ほど財政課長、収入でご説明申し上げました財団法人宮城県スポーツ振興財団からの受託事業収入内で実施するものでございまして、11節修繕料につきましては自転車競技場内の走路に発生したクラックを修理するための経費となっております。

13節委託料につきましては、施設管理業務に係る事業費が確定いたしましたことによる減額となっております。以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)
暫時休憩します。
休憩時間は10分間とします。

午後2時00分 休 憩
午後2時10分 再 開

議 長 (大須賀 啓君)
再開します。
休憩前に引き続き会議を開きます。
町民課長瀬戸啓一君。

町民課長 (瀬戸啓一君)

それでは、議案書の9ページをお願いいたします。

議案第70号でございます。平成21年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算でございます。

平成21年度の国民健康保険事業勘定特別会計補正予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,963万5,000円を追加し、総額を19億3,666万4,000円とするものでございます。

2項としまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものでございます。

事項別明細書の31ページをお願いいたします。

歳入でございます。

3款国庫支出金2項3目につきましては、介護報酬がことしの4月から3%ほどアップになったことによりまして、社会保険診療報酬支払基金へ支払います納付金が増額になることによりまして、その納付金額の補てん充当としまして国から交付される交付金でございます。

4目の出産一時金の補助金につきましては、条例改正でもお願いしましたが、赤ちゃん1人当たり4万円増額になるということございまして、その4万円増額、国保会計相当分の赤ちゃんを20人と10月1日以降推定しておりまして、総額80万円の2分の1、40万円が国から支出されるもので

ございます。補助金として入るものでございます。

5款前期高齢者交付金につきましては、交付金額の決定によるものでございます。

9款の繰入金1項1目の一般会計繰入金につきましては、助産費、出産予定者への4万円の上乗せ分並びに国保担当職員人件費の調整に要する繰入金の補正でございます。

10款の繰越金につきましては、繰越金の確定による補正でございます。

次のページ、お願いします。

歳出でございます。

2款保険給付費1項4目の退職被保険者等医療費につきましては、退職被保険者の医療費、年間を通して、ことし4月から半年分を見まして、年間の推計しまして、その不足推計額を今回補正をお願いするものでございます。

同じく、2項高額療養費の1目一般被保険者高額療養費につきましても、1年通しての推計額を今回補正させていただくものでございます。

次のページ、33ページでございますけれども、4項1目出産育児一時金でございますけれども、19節の負担金でございます。これにつきましては、ただいま説明しました10月以降、想定されます赤ちゃん20人相当分の4万円の上乗せ分でございます。

2目の支払手数料につきましては、5,000円でございますけれども、これにつきましても、ことしの4月から、さきに説明しましたとおり、出産一時金、これまで間接支払い、直接支払い、立てかえ支払いございましたけれども、10月1日から制度が改正になりまして、全額国保連合会からの直接支払いと、産婦人科への直接支払いということになりますことによりまして、その手数料、赤ちゃん1人当たり210円掛ける20人相当分ということで、5,000円の手数料を補正させていただくものでございます。

3款の後期高齢者支援金等から4款前期高齢者納付金等、次のページの5款老人保健拠出金、6款介護納付金につきましては、社会保険診療報酬支払基金よりの決定通知に基づく額を補正させていただくものでございます。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

保健福祉課長瀬戸善春君。

保健福祉課長（瀬戸善春君）

議案書の12ページでございますが、議案第71号でございます。平成21年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）でございます。

補正予算（第1号）につきましては、次に定めるところによるものであります。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,630万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億7,541万7,000円とするものでございます。

2項といたしまして、歳入歳出の予算の補正の款項の区分、金額等につきましては第1表によるものでございます。

事項別明細書、40ページ、お開きいただきます。

最初に、歳入でございますが、3款2項4目1節の地域介護・福祉空間整備推進交付金288万9,000円でございますが、平成19年の6月に消防法の施行令が改正されまして、グループホーム等にスプリンクラーの設置が義務づけられたものでございまして、その整備に係る交付金でございます。

7款1項1目一般会計繰入金につきましては、職員7名分の給与費等の調整によるものでございます。

2項1目の1節につきましては、財政調整基金による財源調整でございます。

8款の繰越金につきましては、前年度からの繰越金でございます。

41ページであります。歳出の1款1項1目一般管理費であります。3節、4節につきましては人件費等でございます。

19節の負担金補助及び交付金であります。医療法人社団眞友会が運営いたしますグループホーム「けやき」に対するスプリンクラー整備に係る補助金であります。補助金につきましては定額補助ということでございます。

3款1項3目の償還金につきましては、平成20年度介護保険給付費地域

支援事業交付金の確定による返還金でございます。

4款2項1目の介護予防ケアマネジメント事業費でございますが、3節、4節は人件費の調整でございます。

11節は公用車の修理に要する経費、13節委託料につきましては包括支援センターにおける制度改正に係る電算システムの改修に要する経費でございます。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

町民課長瀬戸啓一君。

町民課長（瀬戸啓一君）

続きまして、議案書の14ページ、お願いいたします。

議案第72号 平成21年度大和町老人保健特別会計補正予算でございます。

平成21年度大和町の老人保健特別会計補正予算は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ34万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,727万4,000円とするものでございます。

2項としまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分等につきましては、「第1表歳入歳出予算補正」によるものでございます。

事項別明細書の46ページをお願いいたします。

歳入でございます。一般会計からの繰り入れをお願いするものが歳入でございまして、34万9,000円の補正でございます。

歳出としまして、3款諸支出金1項1目償還金でございます。一般会計でもご説明をさせていただきましたけれども、老人会計の平成20年度分の医療費が確定したことによりまして、確定精算に基づきまして、平成20年度に県等より受けました交付金、超過分につきましては平成21年度にこれを返還するものでございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、議案書の16ページをお願いいたします。

議案第73号 平成21年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算でございます。

平成21年度の大和町後期高齢者医療特別会計補正予算は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 325万 1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を 1億 6,752万 2,000円とするものでございます。

2項としまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分等につきましては、「第1表歳入歳出予算補正」によるものでございます。

事項別明細書の48ページをお願いいたします。

歳入でございます。

3款繰入金 1項 1目事務費繰入金につきましては、人件費調整によります減額をお願いするものでございます。

5款繰越金につきましては、繰越金でございます。

歳出でございます。

1款総務費につきましては、人件費の調整等でございます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金 1項 1目後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、後期高齢者連合の納付金額が決定したことによるものでございまして、本町では75歳以上の後期高齢者、本年4月1日現在で 2,782名の方が75歳以上の誕生日を迎えております。この方々につきましては、7月15日現在の保険料額で確定した額が固まったということで連合納付金の確定による補正をお願いするものでございます。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

上下水道課長 渋谷久一君。

上下水道課長（渋谷久一君）

それでは、議案書の18ページをお願いします。

議案第74号でございます。平成21年度大和町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

この補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものであります。

補正でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,999万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億1,239万2,000円とするものであります。

2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分、区分ごとの金額につきましては、「第1表歳入歳出予算補正」によるものでございます。

次に、第2条でございます。地方債の補正でございます。

地方債の変更は、「第2表地方債補正」によるものであります。

20ページをお願いいたします。

本年度の流域下水道負担金の確定による地方債の変更補正でございます。

流域下水道債としての限度額3,400万円の借入れを予定しておりましたが、補正後の借入額を2,270万円増額して5,670万円といたしまして、本年度の下水道の起債合計を3億3,950万円といたすものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりでございます。

詳細につきましては、事項別明細書、53ページをお願いいたします。

事項別明細書の53ページ、歳入でございます。

繰入金につきましては、一般会計からの繰り入れでございます。人件費の精算に基づく財源調整でございます。

7款町債につきましては、流域下水道負担金に要する財源を確保するものでございます。

54ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款1項1目につきましては、人件費の調整でございます。

2項1目建設費19節負担金につきましては、先ほど申し上げました吉田川流域下水道建設費の確定によりまして不足額を増額補正するものでございます。

27節につきましては、公用車の重量税の追加計上でございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

次に、議案書の21ページ、お願いいたします。

21ページ、議案第75号 平成21年度大和町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

当該補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

第1条、予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ115万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,020万2,000円とするものでございます。

2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分、当該区分ごとの金額につきましては、「第1表歳入歳出予算補正」によるものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書の60ページをお願いいたします。

60ページ、歳入でございます。

3款県支出金1項1目農業集落排水事業費県補助金でございます。これにつきましては、毎年度維持管理補助金の支出予定額を計上しておるものでございますが、本年度分の管理補助金の確定がございましたので、それに合わせて増額補正をするものでございます。

4款繰入金につきましては、一般会計からの人件費の精算による調整でございます。

次、61ページの歳出でございます。

1款農業集落排水事業費1項1目一般管理費につきましては、11節需用費につきましては、事業に合わせまして事務事業消耗品費及びガソリン代等について追加計上するものでございます。

27節につきましては、公用車の重量税を追加計上するものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

次に、議案書の23ページになります。

議案第76号でございます。平成21年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

平成21年度の大和町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額からそれぞれ34万5,000円を減額し、歳入歳出予算の金額をそれぞれ6,641万5,000円とするものでございます。

2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分、区分ごとの金額につきましては、「第1表歳入歳出予算補正」に定めるものでございます。

詳細につきましては、66ページをお願いいたします。

歳入につきましては、繰入金でございますが、一般会計からの人件費の精算による財源調整による補正でございます。

歳出につきましても人件費による調整でございます。

以上、よろしく願いをいたします。

次に、議案書の25ページをお願いいたします。

議案第77号でございます。平成21年度大和町水道事業会計補正予算（第1号）についてでございます。

総則、第1条でございますが、平成21年度大和町水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによるものです。

第2条の収益的収支でございます。

平成21年度大和町水道事業会計予算第3条に定める収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入です。

第1款水道事業収益を24万円減額し、9億4,593万6,000円といたしまして、1項営業収益につきましても同額を減額して2億7,020万円とするものでございます。

次に、支出でございます。

第1款水道事業費用に150万円を追加し、8億7,917万4,000円といたしまして、1項の営業費用にも同額を追加いたしまして8億4,175万2,000円とするものでございます。

第3条でございます。資本的収支。

予算第4条本文括弧中「1億9,823万1,000円」を「1億9,373万円」に改め、資本的収支、収入支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

支出でございます。

1款資本的支出を450万1,000円減額して4億1,442万3,000円といたします。

また、1項建設改良費も同額を減額いたしまして、1億3,339万5,000円とするものでございます。

次に、第4条の定めでございますが、議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございます。

予算第6条に定めた金額を次のように改めるものでございます。

職員の給与費でございます。4,643万5,000円といたすものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書の71ページをお願いいたします。

予算の内訳書でございます。

収益的収支でございます。

まず、収入でございますが、1款水道事業収益2項1目他会計補助金につきましては、職員の人件費の調整減でございます。

次に、支出でございます。

1款水道事業費用1項1目浄配水費につきましては、人件費の調整及び修繕費でございますが、修繕費につきましては、まず上水道施設といたしまして鶴巢南、吉田西部のポンプ場の制御盤の修繕でございます。通信遠隔装置が修繕を要することとなりまして、修繕費を計上するものでございます。

それから、石倉ポンプ場及び宮床2号ポンプ場につきまして、自家用発電装置の点検整備を計上するものでございます。

さらに、簡易水道施設といたしまして、難波金取南の簡易水道、浄配水池、この施設の屋根の修繕を今回行う必要が出てきましたので計上をお願いしたものでございます。

次に、72ページの資本的収支でございますが、支出でございます。

これにつきましては、1款1項2目鶴巢落合線の配水管強化事業を実施しておりますが、その人件費の調整減でございます。

以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

議長 (大須賀 啓君)

これで説明を終わります。

お諮りします。

議事の都合により9月9日は休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、9月9日は休会とすることに決定しました。

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議
ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しまし
た。

本日はこれで延会します。

再開は9月10日の午前10時です。

ご苦労さまでした。

午後2時35分 延 会